

官報号外

昭和四十六年五月十一日

○第六十五回衆議院會議錄 第二十八号

昭和四十六年五月十一日(火曜日)

議事日程 第二十四号

昭和四十六年五月十一日

午後四時開議

第一 職員の給与等に関する特別措置法案(内閣提出)

第二 宅地建物取引業法の一部を改正する法律(内閣提出)

第三 積立式宅地建物販売業法(内閣提出)

第四 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(内閣提出)

第五 第四次国際すず協定の締結について承認を求めるの件

第六 計算書

第七 総計算書

第八 計算書

第九 労働組合法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

第十 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請假の件

日程第一 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第二 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 積立式宅地建物販売業法(内閣提出)

日程第四 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 第四次国際すず協定の締結について承認を求めるの件

日程第六 計算書

日程第七 計算書

日程第八 計算書

日程第九 計算書

日程第十 計算書

案(災害対策特別委員長提出)

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後四時五分開議

○議長(船田中君) 議員請假の件につきおはかりいたします。

河村勝君から、海外旅行のため、五月十七日から本会期中、請假の申し出があります。これを許可する御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(船田中君) 日程第一、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案を議題といたします。

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案

右

国会に提出する。

昭和四十六年一月十六日

内閣總理大臣 佐藤 築作

第一 条 この法律は、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

理由

国立及び公立の義務教育諸学校及び高等学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性にかんがみ、これらの教育職員に教職調整額を支給する等その給与その他の勤務条件に関し特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。文教委員会理事河野洋平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔河野洋平君登壇〕

○河野洋平君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。

本案は、國公立の義務教育諸学校等の教育職員について、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、新たに教職調整額を支給すること等の特例を定めようとするものであります。

その内容の第一は、國立の義務教育諸学校等の教育職員で二等級または三等級の者については、その者の俸給月額の百分の四相当額の教職調整額を支給することとし、超過勤務手当等は支給しないこととすること。この教職調整額は、一般職の教育職員で二等級または三等級の者についても、その者を雇用する法律その他の法令の規定の適用については、俸給とみなすこと。また、教職調整額の支給を受けない一等級の者の俸給月額については、その額に人事院規則で定める額を加えて額をもつて俸給月額とすること。

第二は、國立の義務教育諸学校等の教育職員について、正規の勤務時間を越えて勤務させたは休日等において勤務させる場合は、文部大臣が人事院と協議して定める場合に限ること。この場合、教育職員の健康と福祉を害しないよう配慮すること。

○議長(船田中君) 討論の通告があります。順次これを許します。木島喜兵衛君。

〔木島喜兵衛君登壇〕

○木島喜兵衛君 ただいま議題となりましたいわゆる教特法に対しまして、日本社会党を代表いた

第三は、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、第一に述べた國立学校の教育職員の給与に関する事項を基準として教職調整額の支給その他措置を講じなければならないこと。

第四は、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、正規の勤務時間を越えて勤務させたは休日等において勤務させる場合は、國立のこれら学校の教育職員の例を基準とすること。

第五は、この法律は、昭和四十七年一月一日から施行すること。

本案は、去る三月十一日当委員会に付託となり、翌十二日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

次いで、四月十四日から本案に対する質疑に入り、同月二十八日には、山中吾郎君外二名から、本案に対し、國立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員について、超過勤務手当等をさせる場合は、関係当局とこれらの学校の職員団体等とが書面による協定を結ぶこと、また、原案に規定する教職調整額の支給に加えて、教育職員に超過勤務等をさせる場合は、超過勤務手当等を支給すること等を内容とする日本社会党、公明党、日本共产党の共同提案にかかる修正案が提出されました。

これに対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して坂田文部大臣より、修正案

は人事院の意見の申し出の趣旨にも反するので反対である旨の意見が述べられました。

かくて、四月二十八日、この修正案は否決されました。

本案は原案のどおり可決すべきものと議決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。順次これを許します。木島喜兵衛君。

〔木島喜兵衛君登壇〕

○木島喜兵衛君 ただいま議題となりましたいわゆる教特法に対しまして、日本社会党を代表いた

しまして、反対の意見を申し述べます。(拍手)

本法律案の最大の争点は、國立義務教育諸学校の教職員に労働基準法の一部を適用除外して、割り増し賃金なしに時間外労働、休日労働をせしめることの是非についてであります。

労働者の憲法といわれる労働基準法は、一日八時間、週四十八時間を労働時間の最低と規定し、時間外労働や休日労働は、本来禁止すべきものを例外措置として認めておるのであります。それだけにこの例外措置は、たとえば災害時の緊急な時間外労働においてすら労働基準監督署長の許可を必要とするほどきびしく措置しており、そして労働者が最低であるべき勤務時間を越えて労働を壳るかいないかの問題でありますから、労働者の同意が前提となる意味で、過半数をもつて組織する組合あるいはその他の団体と協定を結び、必要とする理由、業務の種類、時間、人員等、こまかく同意を必要条件としているのであります。

かかるきびしい禁止的例外措置に対し、本法律

案は、時間外割り増し賃金なく時間外労働を命じ

得る業務の種類も、時間も、人員も、そして労働者の同意を得る措置をも、何ら明記されず、保障されていないであります。したがつて、この法律

は人事院の意見の申し出の趣旨にも反するので反対である旨の意見が述べられました。

かくて、四月二十八日、この修正案は否決されました。

本案は原案のどおり可決すべきものと議決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。順次これを許します。木島喜兵衛君。

〔木島喜兵衛君登壇〕

○木島喜兵衛君 ただいま議題となりましたいわゆる教特法に対しまして、日本社会党を代表いた

しまして、反対の意見を申し述べます。(拍手)

本法律案の最大の争点は、國立義務教育諸学校の教職員に労働基準法の一部を適用除外して、割り増し賃金なしに時間外労働、休日労働をせしめることの是非についてであります。

また、労働者の同意を前提とする立場からするならば、教職員の大部分を組織する日教組の同意が実質的条件とならざるを得ないであります。そうう。文部省はなぜ日教組と正式に会おうとしないのでありますよ。か。教育基本法は、教育は不当な支配に服すことなく、国民全体に直接責任を負うものであり、教育行政はその自覚のもとになされなければならないと規定しておりますよう

に、国民全体に直接責任を負う文部省が、国民全體に直接教育を行なうその教師の最大集団と、それはいかに距離があるうと、いかに考え方方が異なるうと、話し合う場を持つうとしない文部省は、必ずから教育基本法の精神を踏みにじるものであります。(拍手)距離がなく、考え方が同一であるならば、話すことはあるいは不要であります。

さて、話し合う場を持とうとしない文部省は、

みずから教育基本法の精神を踏みにじるものであります。

（拍手）距離がなく、考え方が同一であるならば、話すことはあるいは不要であります。

さて、話し合う場を持とうとしない文部省は、

みずから教育基本法の精神を踏みにじるものであります。

（拍手）距離がなく、考え方

合には、超過勤務手当を支給せねばなりません。そのため、文部省は、昭和二十四年の次官連達をもつて、時間外勤務を命じないように、今日まで二十数年間指導をしてまいりました。このことに関する限り、禁止されるべき時間外労働を排除せんとする指導は評価すべきものですが、現実に職場では、直接または間接に命ぜられ、文部省の指導をよそに、いつでもどこでも超過勤務手当なき超過勤務が行なわれているのであります。

そのために、その一部が、超過勤務手当支払いの訴訟や人事委員会への提訴となり、そして、その結論の出たものほとんどは、超過勤務手当を支給すべしとされてまいります。かかる実態から、文部省は超過勤務手当の支給に踏み切らざるを得ず、昭和四十一年、そのための全国的な実態調査をなし、四十二年の衆参文教委員会では、当時の鈴木文部大臣は、再三にわたって、四十三年度から支給することを表明し、六十億の予算要求をしたのであります。

かかる経緯をたどりながら、長い間の懸案が解決するかに見えたとき、自民党的いわゆる聖職論が表面化したのであります。教師は聖職なるゆえに労働者にあらず、したがって、労働基準法の適用を除外すべしとする聖職論の前に、文部省は二十数年来の指導を一ときして、労働基準法適用除外の教特法改正案を提案したのであります。

このときは廢棄となりましたが、今回また、ほぼ同一の内容の本法律案が提出され、そして、いまだ本質的な審議に入らざる間に強行採決されたのでありますけれども、この一連の経緯を見ると、そこに自民党的恣意による教育支配の野望を感じるのであります。(拍手) 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に直接責任を負うことの精神を、文部省みずから踏みにじる姿をそこに見る所以であります。

議院内閣制による行政権は、四七%の票でも確立立することができます。しかし、だから、直ちに国民全体の信託によるものとして、政党の恣

意が教育に働く場合、民主主義の基盤が崩壊す

ることを、教育基本法がおそれて規定したことを行なわざるを得ないはずであります。四名と引きかえに無定量の超過勤務をしられる職場に、近代の圧力の系図は、さらに政府と人事院との関係に及んでおるかと思うのであります。

文部省は、本法案の最大の根拠を、人事院の勧告ともいうべき意見の申し出に求めております。

この意見は、科学的調査を生命とする人事院が、使用者たる文部省の資料によったこととさることながら、本来人事院勧告後に予算がきまるにかかわらず、今回の経緯は、予算確定後に、額も、実施の時期も、したがって予算も、全く同一の内容の意見が出されたことを見るとき、労働三権の代理機関たる人事院と政府の懸念を指摘せざるを得ないであります。

プロ野球では、セ・リーグの厳正たるべき審判員が巨人軍に左右され、おもねっているといわれるごとく、厳正たるべき司法権が行政権に左右され、おもねっているといわれるごとく、厳正たるべき人事院が政府に左右され、おもねっているとしたならば、いま朝野をあげて司法の独立の危機が叫ばれているごとく、人事院の独立の危機が叫ぶより、その以前の問題として、労働者の当然たるべき労働三権の復権を叫ばざるを得ないのであります。(拍手)

かかる現状から、教育は死んでおる、教師は死んでおるといわれるのであります。

文部省は、いま急ぎなさねばならぬ施策をなさず、逆に害あるものを急いでいる感を深くするもので、まことに愚かなことといわねばなりません。文部省の深い反省を求めるながら、私の反対の意見を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) 谷川和穂君。

〔谷川和穂君登壇〕

○谷川和穂君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました国立及び公立の義務教育諸学校等の教員の給与等に関する特別措置法について、賛成の討論をいたしたいと存じます。(拍手)

いつの時代におきましても、教育は常に崇高な的地位が相対的に低下している上に、待遇は劣悪であります。しかも、元来生活費であるべき賃金から、研究、研修費あるいは出張旅費まで自己負担をさせられております。政府は、だから四%と動し続けております。教育は未来社会へと変

言うのでありますようけれども、もし教育界の現

状を直視するならば、まさに本俸の大幅引き上げを行なわざるを得ないはずであります。四名と引きかえに無定量の超過勤務をしられる職場に、近代的と思を持つ青年を吸収することは不可能であります。

しかるに、文部省は、いままさねばならぬ本俸の引き上げにかえて、中間管理職の管理手当の新設を人事院に要求しておりますけれども、このことは管理体制の強化のみを意図していることにはなりません。

○議長(船田中君) 木島君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。○木島喜兵衛君(統) 管理体制の強化は、教育公務員の特殊性である自発性、創造性と本質的に矛盾するものでありますけれども、この管理体制のみ強化、賃金が安く、さらに超過勤務手当なき無定量超過勤務のある職場に、だれが魅力を感じるものでありますようか。

かかる現状から、教育は死んでおる、教師は死んでおるといわれるのであります。

文部省は、いま朝野をあげて司法の独立の危機が叫ばれているごとく、人事院の独立の危機が叫ぶより、その以前の問題として、労働者の当然たるべき労働三権の復権を叫ばざるを得ないのであります。(拍手)

からのかきびしい挑戦を受けておるのであります。それだけに教育に対する関心と期待は国民の間に急速に広まってきております。こうした多元化複雑化しつつある社会においては、教えるということそれ自体、今までよりも一そく専門性を要求されるものとなりつつあると思うのであります。

わが国におきましては、教育公務員特例法におけるとほつきり規定いたし、さらにその十九条において、教員はその職責を遂行するため、絶えず研究と修養につとめねばならないと規定いたしております。わが党におきましては、つとに教員の職務とその責任が特殊であることから、教員の勤務についても、労働基準法のいう勤務条件に関する最低保障だけではなくて、教員の勤務の実態に照らした教育本来の崇高な責任を全うし得る制度の確立を叫んでまいりました。(拍手)

特に私どもは、教育労働は単に教室内で行なう授業には限定されておらず、時間で測定し得る種類の労働とは本質的に異なり、労働基準法でいう一時間幾らという割り増し賃金制度は、本来教員にはなじまないものと主張してきたのであります。(拍手)

今回、人事院が、教員の勤務の実態に照らして、六年半にわたる精密な調査と周到な検討の結果、教員の勤務のすべてにわたって、命令によつて行なわれる一般職の行政職の事務に従事する職員と同様な時間的管理を行なうことは、必ずしも適当でなく、とりわけ超過勤務手当制度は、教員にはなじまないと認め、正規の勤務時間の内外を問わず、包括的にその勤務を評価し、教職調整額を支給するという、教員にふさわしい制度を創設する意見の申し出を国会と内閣に提出をいたしました。政府がこれを受け、法案を国会に提出、文教委員会におきまして八時間余りの熱心な質疑の結果、委員会における結論が出されたのであります。

教職が、一般職の行政職の公務員の行なう勤務と本質的に異なるということは、ILOやあるいはユネスコなどの国際機関におきましても、早くから論議されてきたところであります。一九六六年、ILO、ユネスコの教員の地位に関する勧告では、教職を一般労働と区別して、きわめて公共的な性格を持つた専門職であると規定いたしております。

戦後、わが国におきましては、まことに残念ながら、教育労働に対して基本的に二つの考え方がある。鋭く対立し、そのため、教育の現場は常に対立抗争の場と考えられてまいりました。それが現実の教育を混乱させ、教育本来の社会的要請や、教員の社会的地位の向上をはなはだしく阻害してきたことは周知の事実であります。(拍手)

それどころか、他の専門的職業の増加に伴つて、相対的に教職はそれほど高いものと見られなくなる傾向を示しているばかりか、逆に教育現場のいたずらな混乱は、教職の社会的地位の低下さえ招来していると言い得るのであります。

今回の人事院の意見は、多年の懸案でありますた教育職の勤務のあり方について、第三者機関でありまする人事院が、国会と内閣に意見の申し出の形で制度の創設を勧告したといふ点で、まことに画期的な意義があつたと信じております。

もちろん、われわれといましては、この人事院の意見の申し出をもとに、さらにこの際、校長の指定号俸、あるいは中間管理職の設定、さらには、私立学校の教員の勤務条件についても触れるべきであるという強い考え方も当然存在いたしましたわけであります。が、今回の人事院の措置をまず制度化し、そしてこれを定着させ、その上で教員給与のあり方について、抜本的な制度の確立をはかるということで、今回のこの措置につき、賛成の意を表するものであります。

さらに、私どもは、今回の人事院の意見の申し出にある、教員の勤務内容は、本来時間で測定すること自体などまないという判断を、たゞ単に時

間外勤務だけについての意見だとは考ません。なぜならば、夏休みのごとき長期の学校休業期間には、正規の時間を越えて行なう勤務が存在するとは考えられないからであります。その夏休み期間中にすら本俸の四分の一はね返り分を含めて実質六分に当たる教職調整額が支給されるというのは、教職がその勤務の態様、責任の特殊性ににおいて、一般職と異なるという判断が根底にあると判断いたしましたからであります。(拍手)

ともその改善に格段の努力を払ふ
大計に遺漏なきを期することをさせ
たしまして、私の賛成討論を終り
す。(拍手)

○有島重武君 私は、公明党を代表いたしまして、國立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案に對し、反対の意を表明するものであります。(拍手)

まず、私は、議会制民主主義の立場から、過日、文教委員会におきまして、政府・自民党的なった当法案の強行採決の暴挙について、一言触れておきたいと思うのであります。

すでに報告のありましたとおり、私どもは、長年の懸案でありました教員の待遇改善の問題に関する、この法案を通じて一步の前進をはかるために、社会、公明、共産、三党共同の修正案を民主党の賛成を得て提出をいたしました。しかる

に、この建設的な歩み寄りの努力を踏みにじつて、一方的に質疑を打ち切り、强行採決が行なわれたのであります。多数を頼んだ議会政治のルールを守らなかったのであります。

ルを軽視するこの種の風潮に対しては、國民の政治不信を深める背信行為であり、このような暴権主義を断じて許すことはできません。政府・与党の冠省を求めるものであります。

さて、次に、当法案に対する反対のおもな理由として、申上げます。

結果体系の確立を一日も早く行なうことを目標に掲げてまいりました。これにつきましては、歴代の文部大臣もその必要を認め、そのつど努力を終してきたところでございますが、期待に反して、今回の法案提出に際して、あるべき教育給付体系を、いつどのようない形で実施しようとするのか、その日程も示さないまま、四%アップの調整額支給の見返りとして、超勤手当は支給しない

過日の文教委員会の質疑を通じまして、文部大臣の答弁を要約すれば、本法案の意図は、多年の超勤問題を文部省が一方的に終止符を打つための措置であり、抜本改正とは全く関係のない特殊事情、すなわち超勤問題を優先的に解決しなければほかに手をつけることができないという、さわめて独善的な行政上の御都合主義が先行していることが、明らかになつたのであります。

申すまでもなく、いま教育界で大きな問題は、いかにして教育界にすぐれた人材を集め、いかにして教員としての本務に専念し得る体制を整備するかという緊急課題であります。本法案も、教員の待遇改善に向かつての、その目的に向かつての措置であるべきでありまして、その線に沿わね要素は、これを除外するのが当然でありますよう。労働基準法の除外が、教育界に人材を集め、教員を本務に専念させるために、どのような効果があるのか、その因果関係は、文部大臣の答弁において、ついにあいまいのままでありました。

言うまでもなく、労働基準法は、労働条件の最低基準であり、労基法の一部除外については、中央労働基準審議会よりの建議もざることながら、国際的に見ても不見識のそしりを免れないであります。当法案が、教員の本務専念への教育条件改善を名目としながら、その実を失い、逆に、教職に対する魅力を希薄にして、教育界に人材を集めるという課題をさらに困難ならしめることを憂うるものであります。

こうした観点から、超勤手当は三十七条に基づいて支給する。超勤の内容、時間は、文部大臣と教育委員、教員組合が話し合つてきめるという趣旨の修正案を最低条件とし、さらに、この法案は、抜本改正に至るまでの当分の措置である旨を明記すべきことを主張してやまぬものであります。

以上、修正案をも無視し、強行採決する等、文部行政ペースにより、立法府の意思をないがしろにした政府・自民党に対し、われわれは強く抗議するとともに、七〇年代のわが国に、自由ヒューマニズムを基調とする豊かな教育を実現するためのキーポイントともなるべき教員給与問題につき、さらに根本的な解決をすみやかに断行すべきことを強く要望いたしまして、私の反対討論といたします。(拍手)

宅地建物取引業法の一部を改正する法律

宅地建物取引業法(昭和一十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。
〔第二章〕
「第二章」

円以下の罰金に処する。
一 第四条第一項の免許申請書又は同条第一項
の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十二条第二項、第十五条第三項又は第四十六条第二項の規定に違反した者

三 不正の手段によつて第四十一条第一項第一号の指定を受けた者

四 第五十六条の規定に違反して前金保証事業号の指定を受けた者

以外の事業を営んだ者

五 第六十條の規定に違反して保証委託契約を締結した者

六 第六十一条の規定による命令に違反した者
第二十四条第三号中「第二十条第二項又は第三

第二十四条第三号中「第二十条第一項又は第三十二条第一項又は第四項」を「第六十五条第一項又は第四項」に改め、同

を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号
加え、同条を第七十九条とする。

三 第十三条の規定に違反して他人に宅地建物
加え、同条を第七十九条とする。

取引業を営ませた者

第二十三条に次の一項を加え、第四章中同条を
「第五章 罰則」を第八章 罰則に改める。

**第三十八条から第四十三条までの規定は、宅
七十八条とする。**

第三十八条から第四十三条までの規定は、客地建物取引業者相互間の取引については、適用

第二十二条の五第一項中「第六条まで及び第十一条並びに第二十条中免許の取消しに係る部分」

「第七条まで、第十二条、第六十六条及び第六十七条に改め、同条を第七十七条とする。

「第七条」に改め、同条を第七十七条とする。
第二十二条の四を第七十五条とし、同条の次に

の一条を加える。
(免許の取消し等に伴う取引の結了)

七十六条 第二項若しくは第十一條第一
(免許の取消し等に伴う取引の結了)

項の規定により免許が効力を失つたとき、又は
宅地建物取引業者が第十一條第一項第一号若し

宅地建物取引業者が第十一條第一項第一号若しくは第二号に該当したとき、若しくは第六十六

柔若しくは第六十七条の規定により免許を取り消されることは、当該宅地建物取引業者であつ

消されたときは、当該宅地建物取引業者であつた者又はその一般承継人は、当該宅地建物取引

日程第二 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○謹長(船田中君) 日程第一、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案、日程第三、積立式宅地建物販売業法案、右両案を一括して議題といたしまます。

○議長(船田中君)　日程第二、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案、日程第三、積立式宅地建物販売業法案、右両案を一括して議題といたします。

六

昭和四十六年三月十八日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

- 業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお宅地建物取引業者とみなす。
- 第二十二条の三第一項中「明治二十九年法律第八十九号」を削り、同条を第七十四条とする。
- 第二十二条の二を第七十三条とする。
- 「第四章 雜則」を「第七章 雜則」に改める。
- 第三章の二中第二十二条を第七十二条とし、第二十一条を第七十七条とする。
- 「第三章の二 監督」を削る。
- 第二十条及び第二十二条の二を削る。
- 第十九条の次に次の二節、章名及び六条を加える。

- 第二節 指定保証機関
(指定)
- 第五十一条 第四十一条第一項第一号の指定(以下この節において「指定」という。)は、宅地の造成又は建築に関する工事の完了前において行なう當該工事に係る宅地又は建物の売買に関する地建物取引業者が買主から受領する前金の返還債務を保証する事業(以下「前金保証事業」という。)を営もうとする者の申請により行なう。

- 指定を受けようとする者は、建設省令の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
二 役員の氏名及び住所
三 本店、支店その他政令で定める営業所の名称及び所在地
四 資本の額
五 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。
一 定款及び事業方法書
二 収支の見積りその他建設省令で定める事項を記載した事業計画書
三 前金保証事業に係る保証委託契約書
四 前項第一号の事業方法書には、保証の目的の

範囲、支店及び政令で定めるその他の営業所の範囲に係る事項、保証限度、各保証委託者からの保証の受託の限度、保証委託契約の締結の方法に関する事項、保証の受託の拒否の基準に関する事項その他建設省令で定める事項を記載しなければならない。

(指定の基準)
第五十二条 建設大臣は、指定を申請した者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。
一 資本の額が五千万円以上の株式会社であること。
二 前号に規定するほか、その行なおうとする前金保証事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないこと。

三 定款の規定又は事業方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正な運営を確保するのに十分でないこと。

四 前金保証事業に係る保証委託契約の内容が建設省令で定める基準に適合しないこと。

五 第六十二条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないこと。

六 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から三年を経過しないこと。

七 役員のうちに次のいずれかに該当する者のあること。

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けたことがなくなつた日から三年を経過しない者

八 指定を受けた者(以下この節において「指定」といふ)
1 前項第二号から第四号までの規定により届出(兼業の制限)

(変更の届出)
第五十三条 指定保証機関は、第五十一条第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第一号若しくは第三号に掲げる書類に記載した事項について変更があつた場合においては、建設省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

(事業の不開始又は休止に基づく指定の取消し)
第五十四条 建設大臣は、第六十二条第二項の規定により指定を取り消す場合のほか、指定保証機関が指定を受けた日から三月以内に前金保証事業を開始しないとき、又は引き続き三月以上その前金保証事業を休止したときは、当該指定保証機関について公開による聴聞を行なつた後、その指定を取り消すことができる。

2 第六十九条第二項から第四項までの規定は、前項の聴聞について準用する。

(廃業等の届出)
第五十五条 指定保証機関が次の各号の一に該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、二週間以内に、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅した場合 消滅した会社を代表する役員であつた者
二 破産により解散した場合 その破産管財人
三 合併又は破産以外の理由により解散した場合 その清算人
四 前金保証事業を廃止した場合 その会社を代表する役員

3 前項の規定により損金の額は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定によるその計上した事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
4 第五十六条 指定保証機関は、前金保証事業以外の事業を営んではならない。ただし、買主の保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、建設大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(責任準備金の計上)
第五十七条 指定保証機関は、事業年度末においてまだ経過していない保証契約があるときは、次の各号に掲げる金額のうちいずれか多い金額を、事業年度ごとに責任準備金として計上しなければならない。

一 当該保証契約の保証期間のうちまだ経過していない期間に対応する保証料の総額に相当する金額
二 当該事業年度において受け取った保証料の総額から当該保証料に係る保証契約に基づいて支払った保証金(当該保証金の支払に基づく保証委託者からの収入金を除く)、当該保証料に係る保証契約のために積み立てるべき支払準備金及び当該事業年度の事業費の合計額を控除した残額に相当する金額

2 指定保証機関が前項の規定により責任準備金を計上した場合においては、その計上した金額は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定によるその計上した事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前項の規定により損金の額は、法人税法の規定によるその計上した事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入される。

(支払準備金の積立て)
第五十八条 指定保証機関は、決算期ごとに、次の各号の一に掲げる金額がある場合においては、支払準備金として当該各号に掲げる金額を積み立てなければならない。

一 保証契約に基づいて支払うべき保証金その他の金額のうちに決算期までにその支払が終わらぬものがある場合においては、その金額

二 保証契約に基づいて支払う義務が生じたと認められる保証金その他の金額がある場合においては、その支払うべきものと認められる

三 現に保証金その他の金額について訴訟が係属しているために支払つていらないものがある場合においては、その金額

(保証基金)

第五十九条 指定保証機関は、定款の定めるところにより、保証基金を設けなければならない。

2 指定保証機関は、責任準備金をもつて保証債務を支払うことができない場合には、当該保証債務に充てる場合に限り、保証基金を使用することができる。

(契約締結の禁止)

第六十条 指定保証機関は、その者が宅地建物取引業者との間ににおいて締結する保証委託契約に係る保証債務の額の合計額が、政令で定める額をこえることとなるときは、保証委託契約を締結してはならない。

(改善命令)

第六十一条 建設大臣は、指定保証機関が第五十二条第一項第二号から第四号までの規定に該当することとなつた場合において、買主を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該指定保証機関に対し、財産の状況又はその事業の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十二条 建設大臣は、指定保証機関が次の各号の一に該当する場合においては、当該指定保証機関について公開による聴聞を行なつた後、当該指定保証機関に対しても、必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第六十三条 指定保証機関は、毎事業年度開始前に、収支の見積りその他建設省令で定める事項を記載した事業計画書を作成し、建設大臣に提出しなければならない。

官報(号外)

るとき。
二 前金保証事業に関し不誠実な行為をしたとき。

三 前金保証事業に關し他の法令に違反し、指定保証機関として不適当であると認められるとき。

2 建設大臣は、指定保証機関が次の各号の一に該当する場合には、当該指定保証機関について公開による聴聞を行なつた後、その指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて前金保証事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により指定を受けたとき。
二 第五十二条第一号、第六号又は第七号に該当することとなつたとき。
三 第五十三条の規定による届出を怠つたとき。

四 第五十五条第一項の規定による届出がなくして同項第二号から第四号までの一に該当する事実が判明したとき。

五 第五六条の規定に違反して前金保証事業以外の事業を営んだとき。

六 第六十条の規定に違反して保証委託契約を締結したとき。

七 前条の規定による改善命令に違反したとき。

八 前項の規定による指示に従わなかつたとき。

九 この法律の規定に基づく建設大臣の処分に違反したとき。

(事業報告書等の提出)

第六十九条 第二項から第四項までの規定は、前二項の聽聞について準用する。

2 指定保証機関は、毎事業年度開始前に、収支の見積りその他建設省令で定める事項を記載した事業計画書を作成し、建設大臣に提出しなければならない。

一 前金保証事業に關しその関係者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれがある場合においては、その支払うべきものと認められる
2 指定保証機関は、事業計画書に記載した事項
3 指定保証機関は、事業報告書等の提出

を変更したときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 指定保証機関は、事業年度ごとに、建設省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第六十四条 建設大臣は、前金保証事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定保証機関に対しその業務に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をしてその業務を行なう場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第五十六条、第三十七条第一項若しくは第三十六条、第三十七条第一項若しくは第三十五条、第二十六条第二項において準用する場合を含む)、第二十八条第一項、第三十二条、第三十四条、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第三十五条、第四十一条第一項、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第二項又は第四十七条の規定に違反したとき。

5 第三号に規定する場合のほか、宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

6 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が業務の停止をしよるとするとき以前三年以内に宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

7 法人である場合において、その役員又は司令で定める使用者のうちに業務の停止をしよるとするとき以前三年以内に宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

8 個人である場合において、政令で定める使

分を受けた場合において、宅地建物取引業者の責めに歸すべき理由があるとき。

2 建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受ける場合においては、当該宅地建物取引業者に対する場合においては、当該宅地建物取引業者に對し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

1 前項第三号又は第四号に該当するとき。

2 第十三條、第十五条第三項、第二十五条第一項(第二十六条规定第二項において準用する場合を含む)、第二十八条第一項、第三十二条、第三十四条、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第三十五条、第四十一条第一項、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第二項又は第四十七条の規定に違反したとき。

3 第三号に規定する場合のほか、宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

4 この法律の規定に基づく建設大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

5 第三号に規定する場合のほか、宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

6 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が業務の停止をしよるとするとき以前三年以内に宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

7 法人である場合において、その役員又は司令で定める使用者のうちに業務の停止をしよるとするとき以前三年以内に宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

8 個人である場合において、政令で定める使

3

都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行なうものが、当該都道府県の区域内における業務に關し、第一項各号の一に該当する場合又はこの法律の規定に違反した場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、必要な指示をすることができる。

都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行なうものが、当該都道府県の区域内における業務に關し、次に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第一項第三号又は第四号に該当するとき。

第二項、第三十二条、第三十四条、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一、第四十二条第一項、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第二項又は第四十七条の規定に違反したとき。

三 第一項又は前項の規定による指示に従わないとき。
四 この法律の規定に基づく建設大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。
五 前二号に規定する場合のほか、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(免許の取消し)
第六十六条 建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県知事の区域において業務を行なうものが、当該都道府県の区域内における業務に關し、第一項各号の一に該当する場合においては、当該免許を取り消さなければならない。

第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成人者である場合において、その法定代理人が第五条第一項第一号から第三号までの一

に該当するに至つたとき。

三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに第五条第一項第一号から第三号までの一に該当する者があるに至つたとき。

四 個人である場合において、政令で定める使用人のうちに第五条第一項第一号から第三号までの一に該当する者があるに至つたとき。

五 第七条各号の一に該当する場合において第三条第一項の免許を受けていないことが判明したとき。

六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までの一に該当する事実が判明したとき。

八 不正の手段により第三条第一項の免許を受けたとき。

九 前条第二項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同条第二項若しくは第四項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

第十一条 建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないとき、又はその免許を受けた宅地建物取引業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在をいう。)を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の業務に従事していないものと認定する。

第十六条 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該宅地建物取引業者が建設大臣の免許を受けたものであるときは建設大臣に報告し、当該宅地建物取引業者が他の都道府県知事に通知しなければならない。

第十七条 建設大臣又は都道府県知事は、前項の場合は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該宅地建物取引業者、取引主任者又は取引主任者資格者に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

第十八条 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定にかかるらず、聴聞を行なわないで第六十五条、第六十六条又は前条の規定による処分をすることができる。

第六十八条 第十八条第一項の登録を受けた者ではあるが、当該宅地建物取引業者の業務に従事していないものと認定する。

(次条において「取引主任者資格者」という。)が、

宅地建物取引業者に自己を取引主任者である旨の表示をさせた場合若しくは他人に自己の名義

の使用を許し、当該他人がその名義を使用して取引主任者である旨の表示をした場合、取引主任者が、その者が従事している宅地建物取引業者以外の宅地建物取引業者に自己を取引主任者である旨の表示をさせた場合若しくは他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して取引主任者である旨の表示をした場合、又は取引主任者が宅地建物取引業者の業務で取引主任者が行なうものに關し不正若しくは著しく不当な行為をした場合においては、当該登録をした都道府県知事は、一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行なうこととを禁止し、又はその登録を消除することができる。

第十六条 第十六条第三項又は第四項又は第五条第二項若しくは第六十六条の規定による処分をしたときは、建設省令の定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第十七条 建設大臣又は都道府県知事は、第六十条第二項若しくは第六十六条の規定による処分をしたときは、建設省令の定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第十八条 建設大臣又は都道府県知事は、第六十条第一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第四十九条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

4 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の場合において、当該宅地建物取引業者、取引主任者又は取引主任者資格者の所在が不明であるため

第二項の規定による通知をすることができます。かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかるらず、聴聞を行なわないで第六十五条、第六十六条又は前条の規定による処分をすることができる。

(監督処分の公告等)

第十七条 建設大臣又は都道府県知事は、第六十条第二項若しくは第六十六条の規定による処分をしたときは、建設省令の定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第十八条 建設大臣又は都道府県知事は、第六十条第一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

第二項に次の一項を加え、同条を第五十条とする。

渡すまで（当該宅地又は建物を引き渡すまでに受領した代金の額から当該保証に係る債務で当該宅地又は建物を引き渡すまでに弁済されていないものの額を控除した額が代金の額の十分の三をこえるまで）に、登記その他引渡し以外の売主の義務を履行しなければならない。ただし、宅地建物取引業者が当該保証債務を履行した場合に取得する求償権及び当該宅地又は建物につき買主が所有権の登記をした後の代金債権について、買主が、これを担保するための抵当権若しくは不動産売買の先取特権の登記を申請し、又はこれを保証する保証人を立てる見込みがないときは、この限りでない。

第十四条の四第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。
十一 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任についての定めがあるときは、その内容第十四条の四第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

第十四条の第四第一項中第十一号を第十二号と
し、第十号の次に次の一号を加える。

面)を一交替しての「(二)」語を充て同条中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同条中第八号を第十号とし、第七号を第八号とする場合における同条の規定による措置の概要

二号中〔昭和二十五年法律第二百一号〕を削り、同条中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

(広告の開始時期の制限)

(広告の開始時期の制限)
第三十三条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築にに関する工事の完了前ににおいて

の主張による限り、はたらくの不法行為の責任を負うべきである。したがつて、宅地建物取引業者が当該保証債務を履行しなければならない。ただしこれは、宅地建物取引業者が当該保証債務を履行した場合に取得する求償権及び当該宅地又は建物につき買主が所有権の登記をした後の代金債権について、買主が、これを担保するための抵当について、買主が、これを担保するための抵当

開し、当事者を代理して契約を締結したときは、その相手方及び代理を依頼した者に、その媒介により契約が成立したときは当該契約の各当事者に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に
関する工事の完了前のものであるときは、そ
の完了時における形状、構造その他建設省会
で定める事項

大後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の売買その他の業務に関する広告をしてはならない。

第十三条中「依頼者その他」を削り、同条を第三十一条とする。

4 権若しくは不動産売買の先取権の登記を申請し、又はこれを保証する保証人を立てる見込みがないときは、この限りでない。

宅地建物取引業者は、みずから売主として宅地又は建物の売買を行なつた場合において、当

七条とする。

五条とする。

第十一 条の七第一項中「第十一条」を「第十二条」に、**第十二** 条第一項若しくは第二項を「第六十
六条若しくは第六十七条」に改め、「承継人」の下
に「(第七十六条の規定により宅地建物取引業者と
しての)」を削除する。この場合、「第十二条」の二

該宅地又は建物の代金の全部又は一部に充ててゐるための買主の金銭の借入れで、当該宅地又は建物の引渡し後一年以上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して返還することを条件とするものに係る債務を保証したときは、当該売買に

い。
第十四条の三の次に次の二条を加える。
(契約締結等の時期の制限)
第三十六条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第

に分離して賃貸することを条件として賃貸する
ことをいう。以下同じ。)の相手方に対しても、そ
の者が取得しようとする宅地又は建物に関する
その割賦販売の契約が成立するまでの間に、取
引主任者をして、前項各号に掲げる事項のほ
か、次の各号に掲げる事項について説明させな
く。

みなされる者を除く。」)を加え、「第十二条の二」を「第二十五条」に改め、同条第一項中「第十二条の四」を「第二十七条」に改め、同条を第三十条とする。

係を宅地又は建物の買主に引き渡すが、かかる代金の額から当該保証に係る債務で弁済されないものの額を控除した額が代金の額の十分の三をこえる額の金銭の支払を受けた筈は、担保の目的で当該宅地又は建物を譲り受けたものではない。

二十九条の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物につき、みずから当事者として、若しくは当事者を代理してその売買若しくは交換の契約を締結し、又はその売買若しくは交換の媒介をしてはならない。

二 現金販売価格（宅地又は建物の引渡しまでにその代金の全額を受領する場合の価格をいう。）

三 宅地又は建物の引渡しまでに支払う金銭の額及び貯払金（割賦販売の契約に基づく各回

第十五条に改め、同条を第二十九条とする。
第十一條の五第一項及び第三項中「第十二条の二」を「第二十五条」に改め、同条を第二十八条とする。
第十二条の四を第二十七条とする。
第十二条の三第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第二十六条とする。
第十二条の二を第二十五条とする。

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買は交換に關し、みずから当事者として契約を締結したときはその相手方に、当事者を代理して契約を締結したときはその相手方及び代理を委頼した者に、その媒介により契約が成立したときは該契約の各当事者に、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならぬ。

第十四条の三中「又は依頼者」を「第一に依頼者、第二に媒介者、第三に依頼者」に改め、「間に」の下に、「取引主任者をして」を加え、「しなければ」を「させなければ」に、「第四号」を「第五号」に改め、「の説明」を削り、「書面」の下に、「(第五号において)書面を必要とするときは、書

3
ごとの代金の支払分で目的物の引渡し後のものをいう。第四十二条第一項において同じ。の額並びにその支払の時期及び方法第一項の書面の交付にあたつては、取引主者は、当該書面に記名押印しなければならない第十四条の二を第三十四条とし、第十四条を等

〔第二章の二 営業保証金〕を〔第四章 営業保証金〕に改める。
第十一条の二から第十二条までを削る。
第十一条中「前条」を「第十一条」に、「登録」を
「登載」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に
次の二章を加える。

(登録手数料)

(取引主任者の設置)
第三章 宅地建物取引主任者
第十五条 宅地建物取引業者は、その事務所ごとに成年者である専任の取引主任者(第十八条第一項の登録を受けた者で宅地建物取引業者の業務に従事するもの)を置かなければならない。

2 前項の規定は、宅地建物取引業者(法人である員、取締役又はこれらに準ずる者)をいう。第六十九条第一項において同じ。)のうちいすれかの役員が取引主任者であるときは、その者が、みずから、主として業務に従事する事務所については、適用しない。

3 宅地建物取引業者は、第一項の規定に抵触するに至つた事務所があるときは、二週間以内に、前二項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。
(試験)

第十六条 都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、宅地建物取引主任者資格試験(以下「試験」という。)を行なわなければならない。

2 試験は、宅地建物取引業に關して、必要な知識について行なう。
3 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。
一 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者
二 宅地又は建物の取引に関する二年以上の実務の経験を有する者
三 都道府県知事が、建設省令の定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者
試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、受験手数料を都道府県に納めなければならない。
(合格の取消し等)

第十七条 都道府県知事は、不正の手段によつて

試験を受け、又は受けようとした者に対しても、合規の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、三年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

(登録)

第十八条 試験に合格した者で、次の各号のいずれにも該当しないものは、建設省令の定めるところにより、当該試験を行なつた都道府県知事の登録を受けることができる。

一 宅地建物取引業に係る營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 破産者で復権を得ないもの

四 第六十六条第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内にそ

の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合については、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨をその登録を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 第十八条第一項第一号又は第三号から第五号までに該当するに至つた場合 本人

三 第十八条第一項第一号に該当するに至つた場合 その後見人又は保佐人

(登録の消除)

第十九条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、第十八条第一項の登録を消除しなければならない。

一 本人から登録の消除の申請があつたとき。
二 前条の規定による届出があつたとき。
三 前条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事實が判明したとき。

四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

五 第十七条第一項の規定により試験の合格の

登録年月日を登載してするものとする。
(登録の手続)
第十九条 前条第一項の登録を受けることができる者は、政令の定めるところにより、登録手数料を支拂ふべき登録を受けようとするときは、登録申請書を同項の都道府県知事に提出しなければならない。

(省令への委任)

2 都道府県知事は、前項の登録申請書の提出があつたときは、遅滞なく、登録をしなければならない。

3 第十条第一項中「者は、」の下に「その日(第一号の場合は、その事実を知つた日)から」を加え、同項第五号中「(第六条各号の一に該当する場合を除く。)」を削り、同条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(無免許事業等の禁止)

第二十一条 第十八条第一項の登録を受けた者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合については、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨をその登録を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 第十八条第一項第一号又は第三号から第五号までに該当するに至つた場合 本人

三 第十八条第一項第一号に該当するに至つた場合 その後見人又は保佐人

(登録の消除)

第二十二条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、第十八条第一項の登録を消除しなければならない。

一 本人から登録の消除の申請があつたとき。
二 前条の規定による届出があつたとき。
三 前条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事實が判明したとき。

四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

五 第十七条第一項の規定により試験の合格の

登録手数料 第二十三条 第十八条第一項の登録を受ける者は、政令の定めるところにより、登録手数料を支拂ふべき登録を受けようとするときは、登録申請書を同項の都道府県に納めなければならない。
(省令への委任)

2 第二十三条 第十八条第一項の登録を受ける者は、政令の定めるところにより、登録手数料を支拂ふべき登録を受けようとするときは、登録申請書を同項の都道府県に提出しなければならない。

3 第二十三条第一項中「者は、」の下に「その日(第一号の場合は、その事実を知つた日)から」を加え、同項第五号中「(第六条各号の一に該当する場合を除く。)」を削り、同条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(無免許事業等の禁止)

第二十四条 この章に定めるもののほか、第十八条第一項の登録に関し必要な事項は、建設省令で定める。

2 第十条第一項中「者は、」の下に「その日(第一号の場合は、その事実を知つた日)から」を加え、同項第五号中「(第六条各号の一に該当する場合を除く。)」を削り、同条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(無免許事業等の禁止)

第二十五条 第十三条第一項の免許を受けない者は、宅地建物取引業を営む旨の表示をし、又は宅地建物取引業を営む目的をもつて、広告をしてはならない。

2 第二十三条第一項の免許を受けない者は、宅地建物取引業を営んではならない。

3 第二十三条第一項の免許を受けない者は、宅地建物取引業を営む旨の表示をし、又は宅地建物取引業を営む目的をもつて、広告をしてはならない。

(名義貸しの禁止)

第二十六条 第十三条第一項の免許を受けない者は、宅地建物取引業を営んではならない。

2 第二十三条第一項の免許を受けない者は、宅地建物取引業を営む旨の表示をし、又は宅地建物取引業を営む目的をもつて、広告をしてはならない。

(名義貸しの禁止)

第二十七条 第七条第二項中「登録」を「登載」に改め、同項第八条とする。

2 第七条第二項中「登録」を「登載」に改め、同項第八条とする。

3 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用者があるときは、その者の氏名及び住所

4 四 個人である場合においては、その者の氏名及び住所並びに政令で定める使用者があるときは、その者の氏名及び住所

5 五 事務所の名称及び所在地

六 六 前号の事務所ごとに置かれる第十五条第一項に規定する者の氏名及び住所(同条第二項の場合は、その旨及び同項の規定に

該当する者の氏名)

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第一項中「前条」を「第三条」に改め、「場合」の下に「又は免許申請書若しくはその添附書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合」を加え、同項第二号中「第二十条第二項第二号から第五号までの規定」を「第六十六条第八号又は第九号に該当すること」に、「二年」を「三年」に、「いう。以下同じ」をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わらず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条、第十八条第一項、第六十五条第二項及び第六十六条において同じ」に改め、同項第三号中「二年」を「三年」に改め、同項第七号中「第十一条の二」を「第十五号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までの「該当する者のあるもの

第四条第一項第六号中「役員」の下に「又は政令で定める使用人」を加え、「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「二年以内」を「二年以内」に改め、同号の次に次の一号を加え、同条を第五条とする。

五 宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者

第三条の次に次の一条を加える。
(免許の申請)

第四条 前条第一項の免許を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては建設大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては建設大臣に、次に掲げる事項を記載した免許申請書を提出しなければならない。

商号又は名称

二 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三 個人である場合においては、その者の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 事務所の名称及び所在地

五 前号の事務所ごとに置かれる第十五条第一項に規定する者の氏名及び住所(同条第二項の場合は、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名)

六 他に事業を行なつてゐるときは、その事業の種類

2 前項の免許申請書には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一 宅地建物取引業経歴書

二 第十五条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

三 第十五条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面又は同条第二項に規定することを証する書面

四 その他建設省令で定める書面

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の宅地建物取引業法(以下「新法」という。)第二十条第一項から第三項まで又は第二十条の二第一項に規定する場合に該当した場合における当該宅地建物取引業者に対する処分については、新法第六十五条又は第六十一条に規定する相当の場合に該当したものとなして、これらの規定を適用する。

3 新法第三十八条から第四十三条までの規定

4 新法第三十九条中「第二十三条」を「第七十八条第一項」に改める。

5 新法第三十九条第一項の特例

6 新法第六十二条第一項の特例

7 新法第六十二条第一項の特例

は建物の売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約に係る宅地若しくは建物については、適用しない。

宅地建物取引業に従事する場合においては、この法律の施行の日から六月間(その者が、その期間内に新法第十八条第一項の登録を受けたときは、その登録を受けた日の前日まで)は、新法の規定による取引主任者とみなす。その者が登録を受けた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し登録をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

宅地建物取引業者が、この法律の施行前にこの法律による改正前の宅地建物取引業法(以下「旧法」という。)第二十条第一項から第三項まで又は第二十条の二第一項に規定する場合に該当した場合における当該宅地建物取引業者に対する処分については、新法第六十五条又は第六十一条に規定する相当の場合に該当したものとなして、これらの規定を適用する。

宅地建物取引業者の業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保して、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図るために、宅地及び建物の取引に係る契約の内容を規制し、前金の保全のための措置を講ずる等の必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

10 (沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部改正)

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(昭和四十四年法律第四十七号)の一部を次のようにより改定する。

第二十八条第一項中「第十一条の二第一項に規定する」を「第十六条第一項に規定する東京都知事の行なつた」に改め、同条第二項中「第十一

条の二」を「第十八条第一項」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

11 (沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部改正)

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(昭和四十四年法律第四十七号)の一部を次のようにより改定する。

第二十九条第一項中「第十一条の二第一項に規定する」を「第十六条第一項に規定する東京都知事の行なつた」に改め、同条第二項中「第十一

条の二」を「第十八条第一項」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

理由

宅地建物取引業者の業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保して、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図るために、宅地及び建物の取引に係る契約の内容を規制し、前金の保全のための措置を講ずる等の必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

宅地建物取引業の業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保して、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図るために、宅地及び建物の取引に係る契約の内容を規制し、前金の保全のための措置を講ずる等の必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

積立式宅地建物販売業法
右
昭和四十六年三月十八日
内閣總理大臣 佐藤 築作
國会に提出する。

積立式宅地建物販売業法
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 許可(第三条・第十六条)
第三章 積立金等保全措置

第一節 総則(第十七条・第二十七条)
第二節 積立金等保全措置についての権利の実行(第二十八条・第三十三条)
第三節 業務(第三十四条・第四十一条)

第四章 監督(第四十二条・第五十一条)
第五章 第六章 雜則(第五十二条・第五十四条)

1 日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第六百三十三号)の一部を次のようにより改定する。
2 第四十一条第一項中「第六条まで及び第十二条並びに第二十条中免許の取消しに係る部分」を第七条まで、第十二条、第六十六条及び第六

第七章 罰則（第五十五条—第六十条）

第一章 総則

目的

第一条 この法律は、積立式宅地建物販売業を営む者について許可制度を実施し、その事業に對し必要な規制を行なうことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保し、もつて購入者等の利益の保護を図ることもに積立式宅地建物販売業の健全な発達に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宅地 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第一号に規定する宅地をいう。

二 積立式宅地建物販売 宅地又は建物（建物

他の一書類の「一括引渡し」の意味（譲り受けの金額）のうち、建物販売の
四 三 二 一
三 積立式宅地建物販売業 積立式宅地建物販
売を業として行なうことをいふ。
四 積立式宅地建物販売業者 次条第一項の許
可を受けて積立式宅地建物販売業を営む者を

(積立式宅地建物販売業の許可)
第三条 積立式宅地建物販売業を営もうとする者は、一以上の都道府県の区域内に事務所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの)を設置してその事業を営もうとする場合にあつては建設大臣の、一の都

道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を管もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、政令で定める許可手数料を納めなければならぬ。
(許可の申請)

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を管もうとする場合にあつては建設大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を管もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三 事務所の名称及び所在地

四 資本又は出資の額

五 宅地建物取引業法第三条第一項の免許又は建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可に関する事項

六 他の事業を行なつているときは、その事業の種類

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 定款

二 登記簿の謄本

三 収支の見積りその他建設省令で定める事項を記載した事業計画書

四 積立式宅地建物販売契約書

五 その他建設省令で定める書類
(許可の基準)

第五条 建設大臣又は都道府県知事は、第二条第一項の許可を受けようと/orする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 資本又は出資の額が積立式宅地建物販売の相手方を保護するため必要かつ適当であると認められる金額で政令で定めるものを満たすこと。

二 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額を満たす者であること。

三 前二号に掲げるもののほか、その行なおうとする積立式宅地建物販売業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有する者であること。

四 法人又はその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次条及び第四十四条において同じ。）若しくは政令で定める使用人が積立式宅地建物販売業に関する不正又は不誠実な行為をするおそがが明らかでないこと。

五 積立式宅地建物販売契約書の内容が政令で定める基準に適合する者であること。

六 前項第二号の資産の合計額及び負債の合計額は、政令で定めるところにより計算しなければならない。

第六条 建設大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可を交付ようとする者が次の各号の一に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添附書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

一 法人でない者

二 宅地建物取引業法第三条第一項の免許又は建設業法第三条第一項の許可を受けていない法人

三 第四十四条第二項第八号から第十一号までの一に該当することにより許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法

四 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から三年を経過しなければならない。

五 許可の申請前三年以内に積立式宅地建物販売業に関する不正又は著しく不当な行為をした法人

六 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることができなくなつた日から三年を経過しない者ロ 積立式宅地建物販売業者が第四十四条第二項第八号から第十一号までの一に該当することにより許可を取り消された場合において、その处分のあつた日前三十日以内にその積立式宅地建物販売業者の役員又は政令で定める使用人であつた者で、その处分のあつた日から三年を経過しないものハ 許可の申請前三年以内に積立式宅地建物販売業に関する不正又は著しく不当な行為をした者

(許可をしない場合の通知)

第七条 建設大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可をしない場合においては、理由を附した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

(許可証の交付)

第八条 建設大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

(許可換えの場合における従前の許可の効力)

第九条 積立式宅地建物販売業者が第三条第一項の許可を受けた後次の各号の一に該当して引き続き積立式宅地建物販売業を営もうとする場合において、同項の規定により建設大臣又は都道

第二十三条 積立式宅地建物販売業者は、基準日において積立金等保全措置により積立金等の返還債務の弁済に充てることができる額が当該基準日に係る基準額をこえることとなつたときは、次の基準日までに、そのこえる額につき、營業保証金を取り戻し、又は營業保証金供託委託契約の一部を解除して委託額を減ずることができる。

2 前項の規定による營業保証金の取り戻しは、建設省令で定めるところによる。
(營業保証金の保管替え等)

3 前項の規定による營業保証金の取り戻しは、建設省令で定めるところにより、その許可を受けた建設大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、することができない。

4 第一項の規定による委託額の減額は、建設省令で定めるところにより、その許可を受けた建設大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、その効力を生じない。

5 前二項の承認は、当該積立式宅地建物販売業者について第二十九条の規定による公告があつたときは、することができない。

この条に定めるもののか、第一項の規定によると、營業保証金の取戻しに関し必要な事項は、法務省令、建設省令で定める。
(権利の実行があつた場合の新たな積立金等保全措置)

第二十四条 積立式宅地建物販売業者は、第二十九条の規定による公告がされた後に新たに積立式宅地建物販売の契約を締結しようとするときは、あらかじめ、その直前の基準日による基準額について新たに積立金等保全措置を講じ、書面で、その旨をその許可を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
(營業保証金の還付)

第二十五条 積立式宅地建物販売業者と積立式宅地建物販売の契約を締結した者は、当該契約による積立金等の返還債権に關し、第十九条第一項又は第三十条の規定により供託された營業保

証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の規定による権利の実行については、次
2 節で定めるところによる。

(營業保証金の保管替え等)

第二十六条 積立式宅地建物販売業者は、金銭のみで營業保証金を供託している場合において、主たる事務所の所在地について変更があつたためそのもよりの供託所が変更したときは、逕済なく、營業保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地変更後の主たる事務所のもよりの供託所への營業保証金の保管替えを請求しなければならない。

2 積立式宅地建物販売業者は、第十九条第二項に規定する有価証券又はその有価証券及び金銭で營業保証金を供託している場合において、主たる事務所の所在地について変更があつたためそのもよりの供託所が変更したときは、逕済なく、當該營業保証金の額と同額の營業保証金を所在変更後の主たる事務所のもよりの供託所に供託しなければならない。その供託をしたときは、法務省令、建設省令で定めるところにより、所在地変更前の主たる事務所のもよりの供託所に供託した營業保証金を取り戻すことができる。

3 第十九条第一項の規定は、前項の規定による請求があつたときは、逕済なく、當該公告をした六十日以上の一定の期間内に建設大臣又は都道府県知事に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公告に係る積立金等保全措置についての権利の実行の手続から除外されるべきことを公告し、かつ、当該公告をした旨を当該積立式宅地建物販売業者に係る營業保証金供託委託契約の受託者に通知しなければならない。

(營業保証金供託委託契約の受託者の供託)

第三十条 營業保証金供託委託契約の受託者は、前項の規定による通知を受けたときは、同条の規定により公告された債権の申出をすべき期間の末日までに、当該營業保証金供託委託契約に基づく營業保証金の供託をしなければならない。

(營業保証金の取戻し)

第二十七条 積立式宅地建物販売業者又は積立式宅地建物販売業者であつた者若しくはその承継人は、第二十九条の規定により公告された債権の申出をすべき期間内にその申出がなかつた場合は、当該

2 前項の規定による營業保証金の取戻しに関し、當該營業保証金供託委託契約に係る積立式宅地建物販売業者がその許可を受けた建設大臣又は都道府県知事に、供託物受入れの記載のある供託書の写しを提出しなければならない。

3 第十九条第一項、第二十六条第一項及び第二

利の実行
(公告をすべき旨の請求)

第二十八条 積立式宅地建物販売業者が第三十六条第一項各号の一に該当するときは、第三十六条第一項の規定による権利を有する者又は当該積立式宅地建物販売業者(積立式宅地建物販売業者であつた者又はその承継人を含む)、第三十条第一項及び第三項において同じ)は、当該積立式宅地建物販売業者の許可をした建設大臣又は都道府県知事に対して、次条の規定による公告をすべきことを請求することができる。

(公告等)

第二十九条 建設大臣又は都道府県知事は、前条の規定による請求があつたときは、逕済なく、第二十五条第一項の規定による権利を有する者に対し、六十日以上の一定の期間内に建設大臣又は都道府県知事に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公告に係る積立金等保全措置についての権利の実行の手続から除外されるべきことを公告し、かつ、当該公告をした旨を当該積立式宅地建物販売業者に係る營業保証金供託委託契約の受託者に通知しなければならない。

(營業保証金供託委託契約の受託者の供託)

第三十一条 第二十九条の規定により公告された債権の申出をすべき期間内に申出があつた債権で第二十五条第一項の規定により弁済を受けた後、逕済なく、権利の調査をしなければならない。

(権利の調査)

第三十二条 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により公告された債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公告に係る積立金等保全措置についての権利の実行の手続から除外されるべきことを公告し、かつ、当該公告をした旨を当該積立式宅地建物販売業者に係る營業保証金供託委託契約の受託者に通知しなければならない。

(營業保証金の取戻し)

第三十三条 營業保証金供託委託契約の受託者は、前項の規定による通知を受けたときは、同条の規定により公告された債権の申出をすべき期間の末日までに、当該營業保証金供託委託契約に基づく營業保証金の供託をしなければならない。

(營業保証金の取戻し)

第三十四条 營業保証金供託委託契約の受託者は、第二十九条の規定により公告された債権の申出をすべき期間内にその申出がなかつた場合は、当該

業保証金の供託について準用する。この場合において、第十九条第一項中「積立金等保全措置としての」とあるのは「營業保証金供託委託契約に基づく」と、第二十六条第一項中「主たる事務所」とあるのは「積立式宅地建物販売業者の主たる事務所」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第二十七条第一項の規定による營業保証金の取戻しに関し必要な事項は、法務省令、建設省令で定める。
(権利の調査、確認書の交付、配当表の作成等)

第三十五条 第二十九条の規定により公告をした建設大臣又は都道府県知事は、同条の規定により公告された債権の申出をすべき期間が経過した後、逕済なく、権利の調査をしなければならない。

(権利の調査)

第三十六条 建設大臣又は都道府県知事は、前項の権利の調査の結果、第二十九条の規定により公告された債権の申出をすべき期間内に申出があつた債権で第二十五条第一項の規定により弁済を受けた後、逕済なく、権利の調査をしなければならない。

(権利の調査)

第三十七条 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により公告された債権の申出をすべき期間の末日までに、当該營業保証金供託委託契約に係る積立式宅地建物販売業者がその許可を受けた建設大臣又は都道府県知事に、供託物受入れの記載のある供託書の写しを提出しなければならない。

(配当の実施)

第三十八条 供託された營業保証金の配当は、前条第三項の規定による公告をした日から八十日

を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

(政令への委任)

第三十三条 この節に定めるもののほか、第二十五条第一項の規定による権利の実行に因る必要な事項は、政令で定める。

第四章 業務

(積立条件等の説明及び書面の交付)

第三十四条 積立式宅地建物販売業者は、積立式宅地建物販売の相手方に対し、積立式宅地建物販売の契約を締結するまでに、少なくとも次に掲げる事項について、積立式宅地建物販売契約書を交付して説明をしなければならない。

一 各回ごとの積立金の支払分の額及び積立金の支払の方法

二 目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期を確定する時期及び方

三 目的物である宅地又は建物並びにその代金及び引渡しの時期の予定に関する事項

四 目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期が確定した後の代金の支払に関する事項

五 契約の解除に関する事項

六 損害賠償額の予定又は違約金に関する定め

2 積立式宅地建物販売業者は、積立式宅地建物販売の予定又は違約金に関する定め

三 第二十九条 積立式宅地建物販売業者は次の各号に掲げる事項を記載した書面をその相手方に交付しなければならない。

一 積立式宅地建物販売業者の商号又は名称及び住所並びにその相手方の氏名(法人にあつては、その名称)及び住所

二 前項第一号及び第二号に掲げる事項

三 目的物である宅地又は建物並びにその代金及び引渡しの時期に関する予定があるときは、その内容

四 目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期が確定した後の代金の額及び引渡しの時期が確定した後の代金の額

支払に関する定めがあるときは、その内容

五 契約の解除に関する定めがあるときは、そ

があるときは、その内容

六 損害賠償額の予定又は違約金に関する定め

(契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限)

第三十五条 積立式宅地建物販売業者は、目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期の確定前に積立式宅地建物販売の契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、契約の締結及び履行のために通常要する費用(当該契約の締結に際し歩合等の名義で支払われる報酬を含む)の額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額をこえる額の金銭の支払をその相手方に対して請求することができない。

(契約の解除)

第三十六条 積立式宅地建物販売業者が次の各号の一に該当するときは、当該積立式宅地建物販売業者と積立式宅地建物販売の契約を締結した者は、当該契約を解除することができる。

一 第十一条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。ただし、同項第一号の場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により成立した法人が積立式宅地建物販売業者でないときを限る。

二 基準日の翌日から起算して五十日を経過したとき。

三 第四十三条第一項の規定による命令を受けたとき。

四 第四十四条第一項の規定により許可を取り消されたとき。

五 破産、和議開始、整理開始又は更生手続開始の申立てがあつたとき。

六 支払を停止したとき。

三 前項の規定に反する特約は、無効とする。

(証明書の携帯等)

第三十七条 積立式宅地建物販売業者は、建設省令で定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させ、又は記章の着用その他の方法によりその従業者であることを表示させなければならない。

六 建設省令で定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させ、又は記章の着用その他の方法によりその従業者であることを表示させなければならない。

七 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

八 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

九 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

十 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

十一 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

十二 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

十三 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

十四 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

十五 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

十六 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

十七 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

十八 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

十九 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

二十 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

二十一 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

二十二 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

二十三 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

二十四 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

二十五 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

二十六 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

二十七 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

二十八 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

二十九 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

三十 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

三十一 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

三十二 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

三十三 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

三十四 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

三十五 建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、積立式宅地建物販売の契約について建設省令で定める標識を掲げなければならない。

ばならない」と、同法第三十八条第一項中「みずから売主となる宅地又は建物の売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、同法第四十三条第一項及び第三項中「不動産売買の先取特權」とあるのは「不動産工事の先取特權」とする。

二十九年法律第八十九号の請負に関する規定が適用される場合においては、その目的物の瑕疵を担保すべき責任に陥り、同法第六百三十九条第一項に規定する期間につき二年に満たない特約をしてはならない。

三十一年法律第八十九号の請負に関する規定が適用される場合においては、その目的物の瑕疵を担保すべき責任に陥り、同法第六百三十九条第一項に規定する期間につき二年に満たない特約をしてはならない。

三前項の規定に反する特約は、無効とする。

三前項の規定に反する特約

は積立式宅地建物販売に係る業務の運営につき是正を加えることが必要な場合として建設省令で定める場合

2 前項第一号の収益の額及び費用の額並びに同項第二号の流動資産の合計額及び流動負債の合計額は、建設省令で定めるところにより、計算しなければならない。
(契約の締結の禁止)

第四十三条 建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者が第五条第一項第二号に該当しないこととなつたときは、当該積立式宅地建物販売業者に対し、積立式宅地建物販売の契約を締結してはならない旨を命じなければならない。ただし、その命令をすることによつて積立式宅地建物販売の相手方の保護に欠けることとなる場合は、この限りでない。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、当該積立式宅地建物販売業者が六ヶ月以内にその命令の要件に該当しなくなつたときは、その命令を取り消さなければならない。
(業務の停止及び許可の取消し)

第四十四条 建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者が次の各号の一に該当するときは、当該積立式宅地建物販売業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
二 第十五条の規定に違反したとき。

三 第十七条又は第二十四条第一項の規定に違反したとき、反して、積立式宅地建物販売の契約を締結したとき。
四 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

五 第三十七条第一項、第三十八条又は第三十

九条の規定に違反したとき。

六 第四十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

七 前各号に規定する場合のほか、積立式宅地建物販売業に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

八 役員又は政令で定める使用者のうちに業務の停止の処分をしようとするとき以前三年以内に積立式宅地建物販売業に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

九条の規定による命令に違反したとき。

十 不正の手段により第三条第一項の許可を受けること。

十一 前項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

十二 建設大臣又は都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該積立式宅地建物販売業者から申出がないときは、当該積立式宅地建物販売業者の許可を取り消すことができる。

一 第五条第一項第一号に規定する要件を欠くに至つたとき。

二 第六条第四号の規定に該当するに至つたとき。

三 役員又は政令で定める使用者のうちに第六条第六号イ又はロの規定に該当する者があるに至つたとき。

四 宅地建物取引業法第三条第一項の免許又は建設業法第三条第一項の許可を取り消されたとき。

五 第九条各号の一に該当する場合において、第三条第一項の許可を受けていないことが判明したとき。

六 許可を受けてから一年以内に事業を休止したとき。

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第一号から第四号までの二に該当する事実が判明したとき。

八 前条第一項の規定による命令があつた場合において、その命令の日から六ヶ月以内に同条第二項の規定による取消しがされなかつたとき。

とき。

九 前条第一項の規定による命令に違反したとき。

十 不正の手段により第三条第一項の許可を受けること。

十一 前項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

十二 建設大臣又は都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該積立式宅地建物販売業者から申出がないときは、当該積立式宅地建物販売業者の許可を取り消すことができる。

十三条第一項又は第四十四条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該積立式宅地建物販売業者の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)に至つたとき。

十四条第一項又は第四十四条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該積立式宅地建物販売業者の役員(業務を執

行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)に至つたとき。

十五条第一項又は第四十四条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該積立式宅地建物販売業者の役員(業務を執

行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)に至つたとき。

十六条第一項又は第四十四条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該積立式宅地建物販売業者の役員(業務を執

行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)に至つたとき。

十七条第一項又は第四十四条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該積立式宅地建物販売業者の役員(業務を執

行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)に至つたとき。

十八条第一項又は第四十四条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該積立式宅地建物販売業者の役員(業務を執

行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)に至つたとき。

十九条第一項又は第四十四条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該積立式宅地建物販売業者の役員(業務を執

行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)に至つたとき。

二十条第一項又は第四十四条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該積立式宅地建物販売業者の役員(業務を執

行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)に至つたとき。

二十一条第一項又は第四十四条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該積立式宅地建物販売業者の役員(業務を執

行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)に至つたとき。

二十二条第一項又は第四十四条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該積立式宅地建物販売業者の役員(業務を執

行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)に至つたとき。

定による処分をすることができる。

四 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の場合において、当該積立式宅地建物販売業者の役員の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができない。かつ、同項の規定によると公告をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかるわらず、聴聞を行なわないで第四十

四条第一項又は第四十四条の規定による処分をすることができる。

五 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の場合において、当該積立式宅地建物販売業者の役員の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができない。かつ、同項の規定によると公告をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかるわらず、聴聞を行なわないで第四十

四条第一項又は第四十四条の規定による処分をすることができる。

六 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の場合において、当該積立式宅地建物販売業者の役員の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができない。かつ、同項の規定によると公告をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかるわらず、聴聞を行なわないで第四十

四条第一項又は第四十四条の規定による処分をすることができる。

七 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による届出をした場合において、当該積立式宅地建物販売業者の役員又はその代理人が定めるところにより、積立式宅地建物販売業者に對し、その業務に關し報告又は資料の提出をさせることができる。

八 建設大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、積立式宅地建物販売業者に對し、その業務に關し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第五十一条 建設大臣は積立式宅地建物販売業を営むすべての者に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域内で積立式宅地建物販売業を営む者に対し、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の業務に關係のある物件を検査させることができ。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雜則

(許可の取消し等に伴う取引の結了)

第五十二条 積立式宅地建物販売業者が第十五条第一項第一号に該当した場合（合併後存続する法人又は合併により成立した法人が積立式宅地建物販売業者でないときに限る。）、同条第二項の規定により許可が効力を失つた場合又は第四十四条第二項の規定により許可が取り消された場合には、当該積立式宅地建物販売業者であつた者は又はその一般承継人は、当該積立式宅地建物販売業者が締結した積立式宅地建物販売の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお積立式宅地建物販売業者となさず。

（宅地建物取引業法及び建設業法の規定の適用）
第五十三条 積立式宅地建物販売についての宅地建物取引業法の規定の適用に関する事項は、同法第三十五条第一項中「売買、交換又は貸借の契約が成立するまで」とあり、同条第二項中「割賦販売の契約が成立するまで」とあるのは、「目的物が確定するまで」とする。

2 積立式宅地建物販売についての建設業法の規定の適用に関する事項は、同法第十九条第一項中「契約の締結に際して」とあるのは、「目的物の確定に際して」とする。

第五十四条 この法律は、次に掲げる者には、適用しない。

（適用除外）
一 国及び地方公共団体
二 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三条第一項の免許を受けて無尽業を営む無尽会社
三 第十四条第二項の規定に違反して積立式宅地建物販売業を営む旨の表示をし、又は積立式宅地建物販売業を営む目的をもつて広告をした者

四 第二十一条第一項若しくは第二十四条第一項の書面又は第二十二条第二項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして第二十二条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出をした者

五 第四十九条又は第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第五十条の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者

七 第五十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第四十四条第一項の規定に違反して積立式宅地建物販売業を営んだ者

九 第五十五条の規定に違反して他人に積立式宅地建物販売業を営ませた者

一 不正の手段によつて第三条第一項の許可を受けた者

二 第四十四条第一項の規定に違反して積立式宅地建物販売業を営んだ者

三 第五十五条の規定に違反して他人に積立式宅地建物販売業を営ませた者

四 第四十三条第一項の規定による契約の締結の禁止の命令に違反して積立式宅地建物販売の契約を締結した者

五 第四十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

六 第五十六条次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条又は第二十四条第一項の規定に違反して積立式宅地建物販売の契約を締結した者

二 第三十四条第二項の規定に違反して同項に規定する書面を交付しなかつた者

三 第三十八条の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第三十九条の規定に違反して同条に規定する標識を掲げなかつた者

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の許可申請書又は同条第二項各号（第二号を除く。）に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

三 第十四条第二項の規定に違反して積立式宅地建物販売業を営む旨の表示をし、又は積立式宅地建物販売業を営む目的をもつて広告をした者

四 第二十一条第一項若しくは第二十四条第一項の書面又は第二十二条第二項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして第二十二条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出をした者

五 第四十九条又は第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第五十条の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者

七 第五十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第四十四条第一項の規定に違反して積立式宅地建物販売業を営んだ者

九 第五十五条の規定に違反して他人に積立式宅地建物販売業を営ませた者

一 不正の手段によつて第三条第一項の許可を受けた者

二 第四十四条第一項の規定に違反して積立式宅地建物販売業を営んだ者

三 第五十五条の規定に違反して他人に積立式宅地建物販売業を営ませた者

四 第四十三条第一項の規定による契約の締結の禁止の命令に違反して積立式宅地建物販売の契約を締結した者

五 第四十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

六 第五十六条次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条又は第二十四条第一項の規定に違反して積立式宅地建物販売の契約を締結した者

二 第三十四条第二項の規定に違反して同項に規定する書面を交付しなかつた者

三 第三十八条の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第三十九条の規定に違反して同条に規定する標識を掲げなかつた者

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の許可申請書又は同条第二項各号（第二号を除く。）に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
一 第十条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

二 この法律の施行の際現に積立式宅地建物販売業を営んでいた者は、第三条第一項の許可を受けないでも、その施行の日から一年間限り、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営んでいる場合にあつては建設大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営んでいる場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた積立式宅地建物販売業者とみなされ、この法律附則に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の規定を適用する。その法人がその期間内に第三条第一項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

三 前項の規定により積立式宅地建物販売業者みなされる法人は、建設省令で定めるところにより、この法律の施行の日から三十日以内に、

第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書面に同条第二項各号に掲げる書類を添附して、その許可を受けたものとみなされる建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

四 前項の規定による書面の提出は、その添附書類である積立式宅地建物販売契約書については、第十条第二項の規定による積立式宅地建物販売契約書を変更しよるとする場合の届出と違反した者は、一万円以下の過料に処する。

みなす。

附則第三項の規定による書面の提出をせず、

又は同項の書面若しくはその添附書類に虚偽の記載をして提出した者は、五万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても同項の刑を科する。

7 附則第二項の規定により積立式宅地建物販売業者とみなされる法人が同項前段の期間内に第三条第一項の許可を受けなかった場合においては、当該法人は、第十四条第一項の規定にかかわらず、附則第二項前段の期間内に第三条第一項の許可の申請をしてその期間が経過する際まだ申請に対し許可をするかどうかの処分がされないときはこの法律の施行の日から当該処分がある日まで、その他のときはこの法律の施行の日から一年を経過する日までの間に締結した積立式宅地建物販売の契約に基づく取引に限り、結了することができるものとし、当該取引を結了する目的の範囲内においては、積立式宅地建物販売業者とみなす。

8 附則第二項の規定により積立式宅地建物販売業者とみなされる法人及びその法人が引き続き積立式宅地建物販売業者となつた場合における当該法人についての第十八条の規定の適用については、同条中「三分の一」とあるのは、同条に規定する基準日であつて次の表の上欄に掲げるものについて、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

この法律の施行の日後最初に到来するもの	二十四分の一
この法律の施行の日後二回目に到来するもの	二十四分の二
この法律の施行の日後三回目に到来するもの	二十四分の三
この法律の施行の日後四回目に到来するもの	二十四分の四
この法律の施行の日後五回目に到来するもの	二十四分の五
この法律の施行の日後六回目に到来するもの	二十四分の六
この法律の施行の日後七回目に到来するもの	二十四分の七

9 第三十五条及び第四十条（宅地建物取引業法）

第三十五条第二項、第四十四条及び第四十七条に係る部分を除く。の規定は、この法律の施行前に締結した積立式宅地建物販売の契約については、適用しない。

10 第四十四条第二項第一号の規定は、附則第二項の規定により積立式宅地建物販売業者とみなされる法人については、適用しない。

11 この法律の施行の日から建設業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五号）の施行日の前の日までの間ににおける第四条第一項第五号、第六条第二号及び第四十四条第一項の許可」とあるのは、「第四条第一項第五号、第六条第二号及び第四十四条第一項第五号、第六条第二号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中

積立式宅地建物販売業の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保し、購入者等の利益を保護するとともに積立式宅地建物販売業の健全化を図るために、積立式宅地建物販売業を営む者に係る契約内容を規制し、積立金等の保全のための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。建設委員長金丸信君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔金丸信君登壇〕

本案は、積立式宅地建物販売業について許可制度を実施し、事業に対し必要な規制を行なうことにより、購入者の利益の保護と、同販売業の健全な発達をはかることを目的としたもので、そのおもな内容は次のとおりです。

第一に、積立式販売業を営もうとする者は、建設大臣または都道府県知事の許可を受けなければならぬものとしたことであります。

第二に、業者は積立金等の三分の一の相当額を、營業保証金の供託等によって保全しなければならないものとしたことであります。

第三に、業者が營業を行なうことができなくなつた場合等においては、積立金等債権者は、積立金等の返還を受けることができるものとしたことであります。

第四に、積立式販売契約款は、政令で定める

項の登録」とする。

（建設省設置法の一部改正）

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十八条の六を第十八条の七とし、第十八条の五を第十八条の六とし、第十八条の三を第十八条の四とし、第十八条の二の次に次の一号を加える。

十八の三 積立式宅地建物販売業者の監督その他積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第二号）の施行に関する事務を管理すること。

第八号の六「第十八条の七」に改める。

八号の六「第十八条の七」に改める。

十二 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十八条の六を第十八条の七とし、第十八条の五を第十八条の六とし、第十八条の三を第十八条の四とし、第十八条の二の次に次の一号を加える。

十八の三 積立式宅地建物販売業者の監督その他積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第二号）の施行に関する事務を管理すること。

第十九条第一項の許可」とあるのは、「第四条第一項第五号、第六条第二号及び第五号の規定の登録」とし、同法の施行の日から同法附則第四項に定める期間の満了の日までの間ににおける第四条第一項第五号、第六条第二号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中

四十四条第二項第四号の規定の適用について

は、これらの規定中「第三条第一項の許可」とあるのは、「第三条第一項の許可若しくは建設業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五号）による改正前の建設業法第四条第一

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案は、最近における宅地建物に対する需要の急激な増大と多様化に伴つて、紛争事例が多発し、宅地建物の購入者等がこうむる損害も多くなつてゐる状況にかんがみ、取引に係る契約内容を規制し、前金の保全等所要の措置を講ずることによつて、購入者等の利益の保護等をはかることを目的といたしますもので、おもな内容は次のとおりであります。

第一に、免許の基準について、人的構成に係る資格要件を強化するものとしたことであります。

第二に、宅地建物取引業者及び取引主任者の名義貸しを禁止するものとしたことであります。

第三に、業者は、宅地造成等の完了前に宅地等を売買する場合は、開発許可等のあつた後とするほか、前金の保全措置を講じた後でなければ、前金を受領してはならないものとしたことであります。

第四に、損害賠償額の予定または違約金を定めるとときは、代金の額の二割以内とする等、契約内容に關する規定を整備したことであります。

次に、積立式宅地建物販売業法案について申し上げます。

本案は、積立式宅地建物販売業について許可制度を実施し、事業に対し必要な規制を行なうことにより、購入者の利益の保護と、同販売業の健全な発達をはかることを目的としたもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一に、積立式販売業を営もうとする者は、建設大臣または都道府県知事の許可を受けなければならぬものとしたことであります。

第二に、業者は積立金等の三分の一の相当額を、營業保証金の供託等によって保全しなければならないものとしたことであります。

第三に、業者が營業を行なうことができなくなつた場合等においては、積立金等債権者は、積立金等の返還を受けることができるものとしたことであります。

第四に、積立式販売契約款は、政令で定める

右
国会に提出する。

昭和四十六年三月十八日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

第四次国際すず協定の締結について承認を
求める件

第四次国際すず協定について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

第四次国際すず協定の締結について承認を
求める件

この協定は、第三次国際すず協定に代わるものであつて、国際市場においてすずの需給を調整し、それによりすずの価格の安定を図ることを中心とするものであり、我が国がこの協定を締結することは、消費国としてのわが国の立場を反映し、及び開発途上にある生産国との経済発展に寄与する見地から望ましいものと考えられる。よつて、この協定を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

第四次国際すず協定

締約政府は、

- (a) 商品協定が、価格の安定並びに輸出收入及び一次産品市場の堅実な発展の確保に寄与することにより、特に開発途上にある生産国との経済成長を著しく促進することができることであることを認め、
- (b) 生産国と消費国とが、すずに関する問題の解決に寄与するため、国際連合貿易開発会議の基本的な原則及び目的の枠内で、国際商品協定を通じて継続的に協力することの意義を認め、
- (c) すずの供給と需要との間の不均衡から生じる過剰生産による生産者の利益をも同時に考慮する。
- (d) 生産者にとって採算がとれる活発かつ上昇的なすずの生産の達成、消費者にとって公正な価格による十分なすずの供給の確保及びすずの生産と消費との間の長期的均衡の維持を可能にする条件を確保すること。
- (e) すずの供給と需要との間の不均衡から生じるおそれがある広範な失業又は不完全雇用の状況の下で輸出されたすずの数量から同附属

外 報 号

第四次国際すず協定の締結について承認を求める件

(c) すずの生産、消費又は貿易のための条件が有利かつ公平であることに自国の経済が大きく依存している多数の国にとつて、すずが特別に重要なことを認め、

(d) 特に開発途上にある生産国においてすずの産業の健全性及び成長を保護し及び促進すること並びに輸入国において消費者の利益を保護するためにすずの十分な供給を確保することの必要性を認め、

(e) すずの生産国にとって自国の輸入購買力の維持及び増加が重要であることを認め、また、

(f) 開発途上にある国と工業国との双方におけるすずの消費の増大の達成が望ましいものであることを認めて、

次のとおり協定した。

第一章 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 世界におけるすずの生産と消費との間の調整を図り、及びすずの過剰又は不足から生ずる重大な困難を緩和すること。

(b) すずの価格及びすずによる輸出収入の過度の変動を防止すること。

(c) すずによる輸出収入、特に、開発途上にある生産国への輸出収入の増加に寄与し、それが、この協定の目的とする。

この協定の適用上、

「すず」とは、すず地金その他のすべての精鍊すず及び精鉛又は鉛床から採掘したすず鉛石に含有されているすず分をいう。この定義の適用、「鉛石」には、(a)選鉛以外の目的のために鉛体から採掘した物質及び(b)選鉛の際に廃棄する物質を含まない。

「すず地金」とは、十分な商品価値のある精鍊すずで純度九十九・七五パーセント以上の精鍊すうをいう。

「緩衝在庫」とは、第八章の規定に従つて設けられた操作される緩衝在庫をいう。

「保有されているすず地金」とは、緩衝在庫に保有されているすず地金をいい、緩衝在庫のために購入されたが緩衝在庫の管理官がまだ受領していないすず地金を含むものとし、緩衝在庫から売却されたが同管理官がまだ引き渡していないすず地金を含まない。

「トン」とは、メートル・トン、すなわち千キログラムをいう。

「純輸出量」とは、附属書C第一部に掲げる

(f) 用その他の重大な困難を防止すること。
すずの供給の不足が生じ又は生ずることが予見される場合には、消費国の遭遇することがある重大な困難を緩和するため、すずの生産の増大及びすず地金の公正な配分を確保する措置をとること。

(g) すずの供給の過剰が生じ又は生ずることが予見される場合には、生産国の遭遇することがある重大な困難を緩和する措置をとること。

(h) 政府によるすずの非商業的在庫の処分を検討するとともに、生ずるおそれがある不安定及び困難回避する措置をとること。

(i) 新たなすず鉛床を開発し及び利用する必要並びに、特に国際連合及び国際連合関係の諸機関が有する技術上及び資金上の援助手段によって、すず鉛石の採掘、選鉛及び製鍊の最も効率的な方法の発達を促進する必要性を常に検討すること。

(j) 第一次から第三次までの国際すず協定に基づく国際すず理事会の業務を継続すること。

(k) 第二章 定義

この協定の適用上、

「すず」とは、すず地金その他のすべての精鍊すず及び精鉛又は鉛床から採掘したすず鉛石に含有されているすず分をいう。この定義の適用、「鉛石」には、(a)選鉛以外の目的のために鉛体から採掘した物質及び(b)選鉛の際に廃棄する物質を含まない。

「供与国」とは、緩衝在庫に供与を行なつた参加国をいう。

「単純過半数票」とは、参加国が投する票の過半数をいう。

「区分」との三分の一以上の多數票とは、過半数をいう。

「区分」との単純過半数票とは、生産国が投する票の過半数及び消費国が投する票の過半数（それぞれ別個に計算する）をいう。

「区分」との三分の二以上の多數票とは、生産国が投する票の三分の二以上の多數及び消費国が投する票の三分の二以上の多數（それぞれ別個に計算する）をいう。

「効力発生」とは、別段の規定がある場合を除くほか、この協定の最初の効力発生（第四十七条に規定する暫定的なものであるか第四十六条に規定する確定的なものであるかを問わない）をいう。

「統制期間」とは、理事会が統制期間として宣言し、かつ、総輸出許可トン数を定めた期間をいう。

「四半期」とは、一月一日、四月一日、七月一日又は十月一日を初日とする四半期をい

う。

「会計年度」とは、七月一日から翌年の六月三十日までの一年の期間をいう。

第三章 理事会の構成

第三条 理事会への参加

各締約政府は、第四十九条の場合を除くほか、理事会の単一の構成国となる。

第四条 参加国の区分

- (a) 理事会は、そのいづれかの構成国が第四十五条若しくは第四十八条の規定に基づき批准書、承認書、受諾書若しくは加入書を寄託し又は第四十七条の規定に基づき批准、承認若しくは受諾の意思の通告書を寄託した旨の通告を寄託政府から受領した後できる限りすみやかに、当該構成国の同意を得て、当該構成国が生産であるか消費国であるかを宣言する。
- (b) 生産国又は消費国としての構成国の区分は、それぞれ、その構成国内におけるすず鉱石の生産又はすず地金の消費を基礎として決定する。この場合において、生産国としての区分は、自国内におけるすず鉱石の生産から得られるすず地金の実質的消費国である国についても、その国との同意を得て、その国によるすずの輸出を基礎として決定する。
- (c) 消費国としての区分は、自国の消費するすずの相当大きな部分を自国内の鉱山から生産している国についても、その国の同意を得て、その国によるすずの輸入を基礎として決定する。
- (d) 各締約政府は、批准書、承認書、受諾書若しくは加入書又は批准、承認若しくは受諾の意思の通告書の中に、自國が属すべきであると考える参加国の区分を記述することができる。
- (e) 理事会は、この協定の効力発生後の第一次会合において、附屬書Aに掲げる参加国が投する票の過半数及び附屬書Bに掲げる参加国が投する票の過半数（それぞれ別個に計算する）による議決で、この条の規定の適用に必要な決定を行なうものとし、そ

の際の票数は、これらの附屬書に定めるとおりとする。

第五条 参加国の区分の変更

- (a) 理事会は、参加国の地位が消費国から生産国又は生産国から消費国に変化した場合には、当該参加国の要請に応じ又は当該参加国の同意を得て自己の発意により、その新たな地位を検討し、適用すべきトン数又は百分率を決定する。
- (b) 理事会は、(a)の規定に基づいて決定したトン数又は百分率が実施される日を決定する。

- (c) (a)の参加国は、理事会が(b)の規定に基づいて決定した実施の日から、もとの区分に属する参加国がこの協定に基づいて有するいずれの権利、特権及び義務をも有しないものとし、新たな区分に属する参加国としては、この協定に基づき、すべての権利及び特権を取得し、かつ、すべての義務を負う。もつとも、
- (d) 参加国は、生産国から消費国に区分を変更された場合には、この協定の終了の際に、第三十一条から第三十二条までの規定に従つて行なわれる緩衝在庫の清算にあたり、自國の持分の返還を受ける権利を保有する。

- (e) 参加国が消費国から生産国に区分を変更された場合には、理事会がその参加国について決定する条件は、その他の参加国とこの協定にすでに参加している他の生産国との間で公平なものでなければならぬ。

第四章 組織及び運用

第六条 國際すず理事会

- (a) 従前の国際すず協定によつて設立された国際すず理事会（以下「理事会」という。）は、この協定を運用するため、この協定に定める構成、権能及び職務をもつて存続する。

(b) 理事会の所在地は、理事会が別段の決定を行なわない限り、ロンドンとする。

第七条 國際すず理事会の構成

- (a) 理事会は、すべての参加国で構成する。
- (b) 各参加国は、理事会において、一人の代表によつて代表される。各参加国は、理事会の会期に出席する代表代理及び顧問を指名することができる。

- (c) 一人の代表代理は、代表の不在その他の特別な場合に代表に代わつて行動し及び投票する権限を与えられる。

- (d) 理事会は、この協定の運用及び実施のため、必要な権限を有し、かつ、必要な任務を遂行する。

- (e) 参加国は、生産国から消費国に区分を変更された場合には、この協定の終了の際に、第三十一条から第三十二条までの規定に従つて行なわれる緩衝在庫の清算にあたり、自國の持分の返還を受ける権利を保有する。

- (f) 参加国が消費国から生産国に区分を変更された場合には、理事会がその参加国について決定する条件は、その他の参加国とこの協定にすでに参加している他の生産国との間で公平なものでなければならない。

(g) すずの新たな用途に關し、及びすずの伝統的用途においてすゞに代わる可能性がある代替品の開発に關して常に情報を受け取る。

第八条 理事会の権限及び職務

- (h) すゞの消費を促進するための研究を目的とする機関への一層広い参加を奨励する。
- (i) 第十五条の規定に基づいて設立される運営勘定のため借入れを行なう権限を有する。

- (j) 四半期の終了後、当該四半期末において保有されているすゞ地金のトン数を示す明細書を発表する。もつとも、その発表は、理事会が別段の決定を行なわない限り、当該四半期の終了の時から三箇月を経過した後に行なうものとする。
- (k) その活動に関する報告書を発表する。

- (l) 四半期の終了後、当該四半期末において保有されているすゞ地金のトン数を示す明細書を発表する。もつとも、その発表は、理事会が別段の決定を行なわない限り、当該四半期の終了の時から三箇月を経過した後に行なうものとする。
- (m) その委員会は、理事会が別段の決定を行なう限り、その手続規則を制定することができる。

- (n) その委員会は、理事会が別段の決定を行なう限り、その手続規則を制定することができる。

- (o) 区分ごとの單純過半數票による議決で行使することができる自己の権限を、区分ごとの三分の二以上の多數票による議決でいつでも委員会に委任することができる。ただし、次の事項に関連する権限については、この限りでない。

- (p) 第十六条の規定に基づく分担金の額

- (q) 第十九条及び第二十九条の規定に基づく最低価格及び最高価格

- (r) 第三十三条の規定に基づく輸出統制

- (s) 第三十七条の規定に基づくすゞの不足の場合の措置

- (t) 世界のすゞ産業の短期的及び長期的问题に関する研究を継続するための措置をとるものとし、そのため、すゞ産業の問題に関する適當と認める研究を行ない又は促進する。
- (u) 区分ごとの三分の二以上の多數票による議決で(i)の委員会の構成国及び付託会

て責任を負う。

(b) 議長は、理事会の所在地に置かれる事務局の役務及び職員の管理についても責任を負う。

(c) 理事会は、事務局長及び緩衝在庫の管理官(以下「管理官」という。)を任命し、並びにこれら二人の役員の勤務条件を決定する。

(d) 理事会は、管理官がこの協定に定める任務及び理事会の決定するその他の任務を遂行する方法につき、議長に指示を与える。

(e) 議長は、理事会が必要と認める職員の補佐を受ける。すべての職員(事務局長及び管理官を含む)は、議長に対して責任を負う。職員の任命の方法及び雇用の条件は、理事会が承認したものでなければならぬ。

(f) 議長及び理事会の職員は、すず産業又はすず取引にいかなる金銭上の利害関係をも有していてはならず、そのような関係をもっている場合にはこれを終止するものとし、また、自己の業務又は任務に関し、いかなる政府からも、又は理事会及びこの協定に従つて理事会に代わつて行動する者以外のいかなる個人若しくは機関からも、指示を求め又は受けねばならない。

(g) 議長及び管理官その他の理事会の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に基づく自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の実施又は運用に関するいかなる情報をも開示してはならない。

第五章 特権及び免除

- (a) 理事会は、各参加国において、この協定に基づく自己の職務の遂行に必要な通貨交換上の便宜を与えられる。
- (b) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取

得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

(c) 理事会は、参加国において、その参加国の法律に反しない範囲内で、自己の資産、収入その他の財産につき、この協定に基づく自己の職務の遂行に必要な課税の免除を受ける。

(d) 理事会の本部の所在する領域が属する構成国(以下「接受国」という。)は、この協定の効力発生の後できる限りすみやかに、理事会並びにその議長、職員及び専門家並びに職務の遂行のために接受国に滞在している構成国の代表につき、その地位、特権及び免除に関する取扱い理事会が承認するものを理事会と締結する。

(e) (d)の取扱いは、この協定とは別個のものとして、それ自体の終了のための条件を定める。

(f) 接受国は、理事会がその被用者(接受国)の国民を除く。)に支払う報酬に対する課税を免除する。

第六章 会計

第十五章 会計

- (a) (i) この協定の運用及び実施のため、運営勘定及び緩衝在庫勘定を置く。
- (ii) 理事会の運営費(議長及び事務局長、管理官その他の職員の報酬を含む。)は、運営勘定に記帳する。

(iii) 緩衝在庫の取引又は操作のみに帰せらるべきすべての費用(借入れ、保管、委託される供与の費用を含む)は、この協定に基づく供与、第五十三条の規定に基づいて行なわれる運営勘定への払込み、供与国が第二十一条から第二十三条までの規定に基づいて行なう緩衝在庫勘定への現金による供与、第五十三条の規定に基づいて行なわれる運営勘定から参加国への支払並びに基づく供与国との緩衝在庫への供与分から支弁され、管理官がこれを緩衝在庫勘定に記帳する。その他の種類の費用に係る緩衝在庫勘定の負担については、議長が決定する。

(iv) 理事会は、理事会への代表並びにその代理及び顧問の費用については責任を有しない。

第十六章 運営勘定

(a) 理事会は、この協定の効力発生後の第一回会期において、その効力発生の日と当該会計年度の末日との間の期間につき運営勘定のための分担金及び支出の予算を承認するものとし、その後は、各会計年度について同様の年次予算を承認する。理事会は、いずれの会計年度中のいずれの時期においても、不測の事態が生じており又は生じようとしているため運営勘定の残高が理事会の運営費を支弁するためには不十分となるおそれがあると認める場合には、その会計年度の残余の期間について必要な追加予算を承認することができる。

(b) 理事会は、(a)の予算を基礎として、運営勘定に係る各参加国の分担金の額をスターリング貨で査定する。各参加国は、査定の通告を受けた時に理事会に対し自国の分担金の全額を支払う義務を負う。参加国は、自分がその査定の日に理事会に有する一票ごとに所要総額の二千分の一を支払う。ただし、いずれの参加国の分担金も、一会计年度につき二百スター・リング・ポンド未満であつてはならない。

(c) 受けた時に理事会に對し自国の分担金の全額を支払う義務を負う。参加国は、自分がその査定の日に理事会に有する一票ごとに所要総額の二千分の一を支払う。ただし、いずれの参加国の分担金も、一会计年度につき二百スター・リング・ポンド未満であつてはならない。

第七章 最低価格及び最高価格

第十九章 最低価格及び最高価格

- (a) この協定の実施のため、すず地金の最低価格及び最高価格を定める。
- (b) 当初の最低価格及び最高価格は、第三次国際すず協定の終了の日に同協定に基づいて実施されていた最低価格及び最高価格とする。

(c) 最低価格と最高価格との間は、三の価格帯に分ける。理事会は、そのいすれの会合においても、各価格帯の限度を決定することができる。

(d) (i) 理事会は、この協定の効力発生後の第一回会期において、また、その後は隨時に又は第二十九条の規定に基づいて、最低価格及び最高価格がこの協定の目的の達成のために適當であるかどうかを検討するものとし、また、これらの価格のいずれか一方又は双方を改定することができるとする。

(ii) 理事会は、(i)の検討及び改定を行なうものとし、また、これらの価格のいずれか一方又は双方を改定することができるとする。

(b) 理事会は、査定の通告の日から六箇月以内に運営勘定に係る分担金を支払わない参加国から、投票権を奪うことができる。その参加国が査定の通告の日から十二箇月以内に分担金を支払わない場合には、理事会は、その参加国からこの協定に基づく他のいずれの権利をも奪うことができる。ただし、理事会は、当該未払分担金を受領したときは、この(b)の規定に基づいて奪つた権利をその参加国に回復させる。

(c) 第十八条 会計検査及び勘定の発表 理事会は、各会計年度の終了後できる限り三箇月を経過した後に行なうものとす

推移及び中期的傾向、その時点における鉱石生産力、将来の十分な鉱石生産力の維持の点から見た時価の妥当性その他の関係要素を考慮に入れる。

(e) 理事会は、改定した最低価格及び最高価格(第二十九条の規定に基づいて決定した暫定価格及び改定価格を含む。)並びに改定した価格帯をできる限りすみやかに発表する。

第八章 緩衝在庫

第二十条 緩衝在庫の設置

(b) (i) 生産国は、次条の規定に基づつて緩衝在庫への供与を行なう。

(b) (ii) 緩衝在庫を設置する。

(c) (i) 生産国は、(b)の規定に基づつて緩衝在庫への供与を行なうことができる。

(ii) 千九百七十年の国際連合すず会議に招請されたいづれの国も、また、第二十二条の規定に基づつて緩衝在庫への自發的供与を行なうことができる。

(c) この条の規定の適用上、供与分のうち現金による部分は、この協定の効力発生の日に実施されている最低価格によりその現金の額で購入することができるトン数のすず地金に相当するものとみなす。

第二十一条 義務的供与

(a) (i) 生産国は、総体として、すず地金二万トン相当分を緩衝在庫に供与する。

(ii) (i)に定める総供与枠のうち七千五百トン相当部分については、この協定の効力発生の日に供与の義務が生ずるものとし、その供与は、(b)の規定に基づつて緩衝在庫に供与する。

(b) (i) 生産国は、(a)の規定に基づつて緩衝在庫に供与するものとみなす。

(ii) 生産国は、(a)の規定に基づつて緩衝在庫に供与する。

(iii) (i)に定める総供与枠のうち七千五百トン相当部分については、この協定の効力発生の日に供与の義務が生ずるものとし、その供与は、(b)の規定に基づつて緩衝在庫に供与する。

(iv) 理事会は、(i)及び(ii)の規定に基づつて緩衝在庫に供与する。

(v) 理事会は、改定した最低価格及び最高価格(第二十九条の規定に基づいて決定した暫定価格及び改定価格を含む。)並びに改定した価格帯をできる限りすみやかに発表する。

(vi) その期日から三箇月以内にすず地金による供与を行なう。

(vii) 理事会は、(i)の規定に基づく供与分と次条の規定に基づく自發的供与分との合計をこえる現金資産を緩衝在庫勘定に保有する場合には、当該超過分をこの条の規定に基づく各生産国の供与分に比例して各生産国に返還することができる。

(viii) いう残りの部分は、当該返還分だけが増加する。生産国は、その要請により、受領すべき返還分を緩衝在庫に留保することができる。

(ix) (a)の規定に基づく供与は、当該供与国の同意を得て、第三次国際すず協定に基づく緩衝在庫からの振替によって行なうことができる。

(x) (a)に定める総供与枠は、附属書Aに定める百分率に基づつて生産国間に割り当てられる。その百分率は、第三十三条の規定に基づく、理事会の第一回会期において検討され、再決定される。

(xi) (i) 附屬書Aに掲げるいづれかの国がこの協定の効力発生の後この協定を批准し、承認し若しくは受諾し、この協定の批准若しくは受諾の意思を通告し、若しくはこの協定に加入し、又はいづれかの参加国が第五条の規定に基づつて消費行なわれる供与につき、現金による供与を決定する。生産国は、理事会の決定する期日に現金による供与を行ない、また、その期日から三箇月以内にすず地金による供与を行なう。

(xii) (i) の規定に基づいて決定される供与割合は、批准書、承認書、受諾書、通告して、かつ、返還その他に関する条件を付し書若しくは加入書の寄託の日又は理事会が第五条(b)の規定に基づいて決定する期日に行なう。

(xiii) 理事会は、(i)の規定に基づいて受領した供与分を限度として、他の生産国又は消費国に対して返還を行なうことを決定することができる。理事会は、その返還を全部又は一部すず地金によつて行なうことを決定する場合には、必要と認める条件をその返還に付することができる。

(xiv) 生産国は、その要請により、受領すべき返還分を緩衝在庫に留保することができ、条件をその返還に付することができる。

(xv) 生産国は、(i)の規定に基づく緩衝在庫への供与を行なうことができる。

(xvi) (i)の規定に基づく供与分のうち、該自發的供与分の全部又は一部を返還することができる。当該返還分の全部又は一部がすず地金によるものである場合には、理事会は、必要と認める条件をその返還に付することができる。

(xvii) 理事会は、(i)の規定に基づく緩衝在庫への自發的供与を行なつた非参加国に対し、(a)の自發的供与分を運送する。

(xviii) 理事会は、(i)の規定に基づいて付した条件にかかるらず、(a)の規定に基づく緩衝在庫への自發的供与を行なつた国に対し、当該自發的供与分の全部又は一部を返還することができる。当該返還分の全部又は一部がすず地金によるものである場合には、理事会は、必要と認める条件をその返還に付することができる。

(xix) (a) 理事会は、(i)の規定に基づく緩衝在庫への供与を行なうことを希望する生産国は、第三十三条の規定に基づいて決定された自國の輸出許可のほかに、その希望する数量のすずの輸出の許可を理事会に申請することができる。

(xx) 理事会は、(i)の申請を審査し、必要と認められた条件を付してこれを承認することができる。その条件が満たされた場合において、輸出される地金又は精鉱が緩衝在庫に引き渡されるすず地金となることを確認するために理事会の要求する証拠が提供されるときは、第三十三条(i)から(iv)までの規定は、当該輸出については適用しない。

(xxi) 管理官は、ロンドン金属取引所が正式に認める倉庫又は理事会が決定するその他の場所においてすず地金による供与分を受領することができる。そのようにして引き渡されるすずの銘柄は、同取引所に登録され、かつ、同取引所によって承認されたものでなければならない。

(xxii) 第二十二条 自發的供与

(a) 千九百七十年の国際連合すず会議に招請されたいづれの国も、理事会の同意を得て、かつ、返還その他に関する条件を付し

- (i) (a) に規定する義務の不履行の状態が是正された旨を宣言すること。
(ii) 当該生産国に権利及び特權を回復させること。
- (iii) その時点における国際金利水準を考慮して決定する利率による利子を付して(b)の規定に基づく他の生産国の追加の供与分を返還すること。追加の供与分のうちすず地金による部分に係る利子の額は、理事会が(b)の要求を決定した日のロンドン金属取引所におけるすず地金の決済価格で当該部分を現金に換算した価額を基礎として算定する。理事会は、当該返還を全部又は一部すず地金によつて行なう場合には、必要と認める条件を当該返還に付することができる。
- 第二十四条 緩衝在庫のための借入れ**
- (a) 理事会は、緩衝在庫のため、緩衝在庫に保有されているすずの倉庫証券を担保として、必要と認める金額を借り入れることができ。ただし、その借入の最高限度額及び条件は、消費国が投する票の過半数及び生産国が投する票の全部による議決で承認されたものでなければならない。
- (b) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、緩衝在庫のための借入れに適当と認める他の措置をとることができる。すれの参加国も、自國が同意しない限り、この条の規定に基づいて義務を課されることはない。
- 第二十五条 緩衝在庫の操作**
- (a) 管理官は、第十三条の規定に従い、この協定の規定及び理事会の指示の範囲内で、緩衝在庫の操作につき議長に対し責任を負う。
- (b) この条の規定の適用上、すずの市場価格は、ロンドン金属取引所におけるすずの現

(i) (a) に規定する義務の不履行の状態が是正された旨を宣言すること。

(ii) 当該生産国に権利及び特權を回復させること。

(iii) その時点における国際金利水準を考慮して決定する利率による利子を付して(b)の規定に基づく他の生産国の追加の供与分を返還すること。追加の供与分のうちすず地金による部分に係る利子の額は、理事会が(b)の要求を決定した日のロンドン金属取引所におけるすず地金の決済価格で当該部分を現金に換算した価額を基礎として算定する。理事会は、当該返還を全部又は一部すず地金によつて行なう場合には、必要と認める条件を当該返還に付することができる。

物価格又は理事会が隨時決定するその他の価格とする。

(c) すずの市場価格が、

(i) 最高価格に等しい場合又はこれを上回つている場合において、管理官は、その処分することができるすずがあるときは、理事会から別段の指示を受けない限り、次条及び第二十七条の規定に従うことを条件として、すずの市場価格が最高価格を下回る時又はその処分することのできるすずがなくなる時まで、ロンドン金属取引所において市場価格ですすを売り出す。

(ii) 最低価格と最高価格との間の上限価格帯にある場合において、管理官は、市場価格の急激な騰貴を防止するために必要な措置を講じるときは、すずの純売手として、ロンドン金属取引所において市場価格で操作することができる。

(iii) 最低価格と最高価格との間の中間価格帯にある場合において、管理官は、理事会の特別の許可があるときに限り、すずの売却若しくは購入又はその双方を行なうことができる。

(iv) 最低価格と最高価格との間の下限価格帯にある場合において、管理官は、市場価格の急激な下落を防止するために必要な措置を講じるときは、すずの純買手として、ロンドン金属取引所において市場価格で操作することができる。

(v) 最低価格と最高価格との間の下限価格帯における場合において、管理官は、市場価格を下回る時又はその処分することのできるすずがあるときは、理事会から別段の指示を受けない限り、次条及び第二十七条の規定に従うことを条件として、すずの市場価格が最低価格を上回る時又はその処分することのできる資金がなくなる時まで、ロンドン

いに出る。

(d) 管理官は、(c)の規定に基づきロンドン金属取引所においてすずを購入し又は売却することができる場合には、他の既存のすずを購入してもすずを購入し又は売却することができる。ただし、この協定の終了前に完了しない先物取引を行なうことはできない。

第二十六条 緩衝在庫の操作の理事会による制限又は停止

(a) 理事会は、この協定の目的の達成に必要な条件として、前条(c)(ii)及び(iv)の規定にかかるわらず、すずの先物取引を制限し又は停止することができる。

(b) 理事会は、前条(c)(i)及び(v)の規定にかかるわらず、この協定の目的がこれらの規定に基づく管理官の義務の履行によつては達成されないと認める場合には、その会期中に操作することができる。

(c) 理事会は、次条(d)の規定に基づく制限又は停止を追認することができるものとし、また、議長が同条(d)の規定に基づいて制限又は停止を撤回した場合には、その制限又は停止を復活させることができる。理事会がなんらの決定を行なわない場合には、緩衝在庫の操作は、再開し、又は制限なしに継続する。

(d) 理事会は、この条又は次条の規定に従つて決定された緩衝在庫の操作が制限され又は停止されている間、六週間をこえない間隔を置いてその決定を検討する。理事会が当該検討を行なう会合においてその制限又は停止の継続を支持する決定を行なわない場合は、緩衝在庫の操作は、再開され

制限又は停止の権限は、理事会が会期中でない間、議長に与えられる。

(b) 議長は、(a)の規定に基づく自己の権限によりて決定した緩衝在庫の操作の制限又は停止をいつでも撤回することができる。

(c) 議長は、(a)の規定に基づく自己の権限によりて緩衝在庫の操作を制限し又は停止することを決定した後直ちに、その決定を検討するための理事会の会合を招集する。この会合は、制限又は停止の日の後十四日以内に開催する。

第二十七条 緩衝在庫のその他操作

(a) 理事会は、特定の場合において、管理官に対し、第四十条の規定に従つて、政府の非商業的在庫からすずを購入し若しくはこれにすずを売却し、又は政府の非商業的在庫のためにすずを売却することを許可することができる。第二十五条(c)の規定は、その許可に係るすず地金については適用しない。

(b) 理事会は、前三条の規定にかかるわらず、管理官の資金が緩衝在庫の操作に要する費用を支弁するために不十分である場合には、管理官に対し、当該費用を支弁するためには十分な量のすずを時価で売却する権限を与えることができる。

第二十九条 緩衝在庫及び為替相場の変更

(a) 為替相場の変更に伴い最低価格及び最高価格の再検討が必要になつたと議長又はいずれかの参加国が認める場合には、議長は、その再検討を行なうため直ちに理事会の会合を招集することができるものとし、また、当該参加国は、議長に対してその招集を要請することができる。その会合は、七日より短い予告期間を置いて開催することができる。

(b) 議長は、(a)の場合において、管理官によ

るすずの売却又は購入がこの協定の目的の達成を妨げるおそれがあるような数量で行なわれるることを防止するため必要であると認めるとときは、(a)に規定する理事会の会合が行なわれるまでの間、暫定的に緩衝在庫の操作を制限し又は停止することができ

(c) 理事会は、この条に規定する緩衝在庫の操作の制限若しくは停止又はその追認を決定することができる。暫定的に制限され又は停止された緩衝在庫の操作は、理事会がなんらの決定をも行なわない場合には、再開される。

(d) 理事会は、この条に規定する緩衝在庫の操作の制限若しくは停止又はその追認を決

定した日から三十日以内に、暫定的な最低価格及び最高価格を決定すべきかどうかを検討するものとし、その決定を行なうことができる。

(e) 理事会は、暫定的な最低価格及び最高価格を決定した日から九十日以内に、それらの価格を再検討するものとし、また、新たな最低価格及び最高価格を決定することができる。

(f) 理事会は、(d)の規定に基づく暫定的な最低価格及び最高価格の決定を行なわなかった場合には、その後の会合において、最低価格及び最高価格を決定することができます。

(g) 緩衝在庫の操作は、(d)から(f)までの規定に従つて決定される最低価格及び最高価格を基礎として再開する。

第三十条 この協定の終了の際に行なう緩衝在庫の清算

(a) 理事会は、第三十三条の規定に従つていずれかの統制期間における輸出許可トン数を決定するに際し、第五十三条(c)の規定に基づいてこの協定の更新を検討した結果に照らしその時点において緩衝在庫に保有さ

れているすず地金の数量を削減する必要があるかどうかを決定するものとし、その必

要があると認めた場合には、他の状況において当該統制期間につき決定したであろう総輸出許可トン数から一定の数量を控除した総輸出許可トン数を決定することができ

る。

(b) 管理官は、理事会の指示の範囲内において、緩衝在庫からの控除分に相当する数量のすず地金をその時点における市場価格で売却することができる。ただし、その市場価格が最低価格を下回っている場合は、この限りでない。

(c) 第二十五条から前条まで及び(b)の規定に基づく緩衝在庫のすべての操作は、この協定の終了の際に終止する。管理官は、その後は、新たにすず地金を購入してはならないものとし、また、次条(a)及び第三十二条(c)(ii)の場合並びに(d)の規定に基づき理事会から権限を与えられた場合を除くほか、すず地金を売却することができない。

(d) 管理官は、緩衝在庫の清算に際し、理事会が次条及び第三十二条の措置に代えて隨時他の措置を決定しない限り、次条、第三十二条及び附属書Hの措置をとる。

第三十一条 清算手続

(a) 管理官は、この協定の終了の後できる限りすみやかに、この条の規定に従つて行なわれる緩衝在庫の清算の費用の総額の見積りを作成し、かつ、その費用を支弁するたために十分であると認める金額を緩衝在庫勘定の残高から保留しておく。管理官は、緩衝在庫勘定の残高がその費用を支弁するためには、必要な追加額

を調達するために十分な数量のすず地金を売却する。

(b) 供与国が緩衝在庫について有する持分を基礎として再開する。

第三十二条 この協定の終了の際に行なう緩衝在庫の清算

(a) 理事会は、第三十三条の規定に従つてい

ずれかの統制期間における輸出許可トン数を決定するに際し、第五十三条(c)の規定に基づいてこの協定の更新を検討した結果に照らしその時点において緩衝在庫に保有さ

(c) 各供与国の持分は、附属書Hに定める手続によつて確定する。

(d) 理事会は、すべての供与国が要請する場合には、附属書Hを修正する。

第三十二条 清算残高の割当て及び返還

(a) 附属書Hに定める手続によつて配分する

ことのできる現金及びすず地金につき供与国が有する持分は、前条(a)の規定に従うことを条件として、その供与国に割り当てる。

ただし、供与国は、第十七条、第二十三

条、次条、第四十二条、第四十三条又は第五十二条の規定に従つて緩衝在庫の清算残高への参加の権利の全部又は一部を奪われた場合には、その奪われた限度においてその持分の返還を受けることができなくなるものとし、その結果生ずる余剰分は、不足

分の割当てについて附属書Hに定める方法で他の供与国との間に割り当てる。

(b) 前条(b)及び(c)並びに(d)の規定に基づいて割り当てられるすず地金と現金との比率

は、各供与国について同一とする。

(c) 供与国は、附属書Hに定める手続によつて自國に割り当てられる現金の返済を受け

る。また、同様に供与国に割り当てられるすず地金は、

(d) 理事会が適当と認める分割方法で、理事会が適当と認める二十四箇月以内の期

間にわたつて引き渡され、又は、

(e) その供与国が、附属書Hに定める手続によつて自國に割り当てられる現金の返済を受け

る。また、同様に供与国に割り当てられるすず地金は、

(f) 理事会が適当と認める分割方法で、理事会が適当と認める二十四箇月以内の期

間にわたつて引き渡され、又は、

(g) その供与国が、附属書Hに定める手続によつて自國に割り当てられる現金の返済を受け

る。また、同様に供与国に割り当てられるすず地金は、

(h) 理事会が、すず地金の全部が(c)の規定に従つて処分された場合には、前条(c)の規

定及び附属書Hに従つて定められる比率

で、同条(g)の規定に基づいて保留在おいた金額の残高を各供与国に配分する。

第九章 輸出統制

第三十三条 輸出統制

(a) 理事会は、第八条(e)の規定に基づいて行なう生産及び消費の見積りを検討した結果に照らし、かつ、緩衝在庫に保有されているすず地金の数量及び現金の額、他の在庫

分の数量、入手可能性及び予想される傾向、すず取引、すず地金の時価、その他すべての関係要素を考慮に入れて、生産国がこの条の規定に従つて輸出することのできるすずの数量を隨時決定し及び統制期間を宣言することができるものとし、また、その宣言と同一の決議により、当該統制期間に

ついて総輸出許可トン数を決定する。理事会は、この総輸出許可トン数を決定するにあたり、すず地金の価格が最低価格と最高価格との間に維持されることを任務とするものとし、

すずの数量を随时決定し及び統制期間を宣言することができるものとし、また、その宣言と同一の決議により、当該統制期間に

ついて総輸出許可トン数を決定する。理事会は、この総輸出許可トン数を決定するにあたり、すず地金の価格が最低価格と最高

価格との間に維持されることを任務とするものとし、

すずの数量を随时決定し及び統制期間を宣言することができるものとし、また、その宣言と同一の決議により、当該統制期間に

第八六〇

(e) 理事会は、最小限度量として一万トンの
すず地金がいすれかの期間の当初に緩衝在
庫に保有される見込みがあると認めない限
り、その期間を統制期間として宣言しては
ならない。もつとも、

(i) 輸出制限が実施されなかつた期間の後、
初めて統制期間が宣言される場合には、
この(e)の最小限度量は、五千トンとし、
この数量は、宣言された当該統制期間の
開始の日又は理事会の決定する期日から
理事会の決定する期日まで実施される。

(ii) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の
多數票による議決で、いかなる統制期間
についても、一万トン又は五千トンの最
小限度量を削減することができる。
実施されている総輸出許可トン数は、緩
衝在庫に保有されているすず地金が(e)に定
める最小限度量 (e)の規定に基づいて削減
されたもの(を含む)を下回つてゐるといふ
事実のみによつては、当該統制期間中実施
されなくなることはない。

(g) 理事会は、緩衝在庫の操作が第二十六
条、第二十七条又は第二十九条の規定に基
づいて制限され又は停止されてゐる場合に
も、統制期間を宣言し、総輸出許可トン数
を決定することができる。

(h) 理事会は、(g)の規定に基づいてすでに決
定した總輸出許可トン数を改定することができ
る。ただし、その總輸出許可トン数は、當該統
制期間中、削減することができない。

(i) 理事会は、(a)の規定に基づき、統制期間
を宣言し、その統制期間について總輸出許
可トン数を決定した場合には、同時に、千
九百七十年の国際連合すば會議に招請され

(j) 総輸出許可トン数が、第三次国際すず協定に基づき同協定の最後の四半期について決定され、かつ、同協定の終了の際になお実施されている場合には、この条の規定にかかわらず、

(i) この協定の効力発生の日から開始する統制期間は、この協定に基づいて宣言されたものとみなす。

(ii) (i)の統制期間における総輸出許可トン数は、理事会がこの条の規定に従つて改定しない限り、第三次国際すず協定に基づき同協定の最後の四半期について決定された総輸出許可トン数に比例して決定される。

もつとも、この協定に基づく理事会の第一回会期の際に緩衝在庫に保有されているすず地金が一万トンを下回つている場合は、理事会は、当該会期において情勢を検討するものとし、輸出制限の継続を決定しなかつたときは、(i)の統制期間は、統制期間でなくなる。

(k) いすれかの統制期間における総輸出許可トン数は、附属書Aに定める各生産国の百分率又はこの協定に従つて発表されることある修正後の百分率の表に定める各生産国の百分率に比例して生産国の中に割り当てるものとし、当該統制期間につきいすれかの生産国に關してこのように算定されたすずの数量は、当該統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数とする。

(l) この協定の効力発生の後、いすれかの国が、生産国として、この協定を批准し、承認し若しくは受諾し、この協定の批准、承認若しくは受諾の意思を通告し、若しくは

(ii) (i) 理事会は、生産国の百分率を検討し、
附属書Gの規則に従つてこれを再決定す
る。もつとも、生産国の百分率は、理事
会の第一回会期において行なわれる一回
目の再決定の場合を除くほか、いずれの
十二箇月の期間中にも、その期間の当初
におけるその生産国の百分率の十分の一
をこえて削減してはならない。

(ii) 理事会は、附属書Gの規則に従つて措
置をとるにあたり、いすれかの生産国が
例外的なものとして陳述する状況に妥当
な考慮を払うものとし、区分ごとの三分
の二以上の多数票による議決で同附属書
の規則の全部又は一部の適用を免除する
ことができる。

(iii) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の
多数票による議決で附属書Gの規則を隨
時修正することができます。その修正後の
規定は、同附属書に含まれているものと
して適用する。

(iv) この間に定める手続によつて算定した
百分率は、発表するものとし、かつ、附
属書Aに定める百分率に代えて、理事会
の決定の日に統く四半期の初日から実施
する。

(v) 理事会は、(iv)の規定にかかわらず、生
産国の同意を得て、その生産国の輸出許
可トン数を削減し、他のすべての生産国
の間に、これらの生産国の百分率に比例
して又は必要に応じ他の方法で、当該削
減分を割り当てることができる。

(vi) (i) の規定に従い、いすれかの統制期間に

(o) (i) ついて決定されたいすれかの生産国の輸出許可トン数に基づいて輸出する権利を有する数量のすずを当該統制期間中に輸出することができないと考える生産国は、できる限りすみやかに、いかなる場合にもその輸出許可トン数が実施された日の後二箇月以内に、理事会に対してその旨を宣言しなければならない。

(ii) 理事会は、(i)の宣言を受理した場合又はいすれかの生産国がその輸出許可トン数に基づいて輸出する権利を有する数量のすずをいすれかの統制期間中に輸出することができないと認める場合には、所定の総輸出許可トン数のすずが実際に輸出されるために必要と認める数量だけ当該統制期間における総輸出許可トン数を増加することができる。

(P) (i) 統制期間における生産国のですずの純輸出量は、この条に別段の定めがある場合を除くほか、当該統制期間におけるその生産国の輸出許可トン数を限度とする。

(ii) 理事会は、いすれかの統制期間におけるいすれかの生産国のですずの純輸出量が、(i)の規定にかかるわらず、当該統制期間におけるその生産国のですずの純輸出量を五パーセントをこえて超過する場合には、当該超過分に等しい数量まで緩衝在庫に追加の供与を行なうことをその生産国に要求することができる。その供与は、必ず地金若しくは現金により又は理事会が定めるすず地金と現金との比率で理事会が決定する一又は二以上の期日までに行なう。供与すべき現金の額は、この協定の効力発生の日に実施されている最低価格で算定するものとし、また、供

与すべきすず地金の数量は、その供与が行なわれる統制期間におけるその生産国

の輸出許可トン数への追加分としない。

いすれかの連続する四の統制期間(註)

の超過があつた統制期間を含む)におけるいすれかの生産国のすずの純輸出量の

合計が、(i)の規定にかかわらず、当該四

の統制期間におけるその生産国の輸出許

可トントン数の合計を一パーセントをこえて

超過する場合には、その後の四の各統制

期間におけるその生産国の輸出許可トントン

数は、当該超過分の合計の四分の一に相

当する数量又は理事会が決定する一層大き

きい数量だけ削減することができる。も

つとも、その削減は、当該超過分の合計

の二分の一に相当する数量を限度とする

ものとし、また、理事会がこれを決定し

た統制期間に続く次の統制期間から実施

される。

(iv) いすれかの生産国のすずの純輸出量の

合計が、連続する四の統制期間において

額に規定するようにその生産国の輸出許

可トントン数をえた後、さらに、その後の

いすれかの連続する四の統制期間(註)の

規定の適用を受ける統制期間を除く)にお

いて当該四の統制期間におけるその生

産国の輸出許可トントン数の合計をこえる場

合には、理事会は、(i)の規定に従つてそ

の国の輸出許可トントン数を削減するほか、

緩衝在庫の清算残高へのその生産国の参

加の権利を最初はその二分の一まで奪う

ことを宣言することができる。理事会は、その決定する条件で、当該参加の権

利のうちそのようにして奪つた部分をい

つでもその生産国に回復させることができ

る。

(v) 自国の輸出許可トントン数(この条の他の規定に基づいて増加されたものを含む)をこえる数量のすずを輸出した生産国

は、できる限り早い機会に、この協定に

対する自国のそのような違反の状態を是

正するための効果的な措置をとらなければ

ならない。理事会は、この(i)の規定に基

づいてとる行動を決定するにあたり、

その生産国が当該効果的な措置をとらず

又はどることが遅れたことを考慮に入れ

る。

(q) 生産国の百分率の合計がいすれかの生産

国の百分率の決定若しくは変更又はいすれ

かの生産国の脱退のために百でなくなる場

合には、他の各生産国の百分率は、その合

計が百になるよう比例的に調整される。

この場合において、理事会は、できる限り

すみやかに、修正後の百分率の表を発表す

る。その表は、その修正が決定された統制

期間に続く次の統制期間の初日から輸出統

制について実施する。

(r) 各生産国は、自国の輸出量が当該統制期

間における自国の輸出許可トントン数に

限り一致するように、この条の規定を遵守

し及び実施するため必要な措置をとる。

(s) 理事会は、この条の規定の適用上、生産

国のはずの輸出量に、その生産国の鉱業生

産から得られるいすれの物質のすず含有量

をも含めることを決定することができる。

(t) 理事会は、この条の規定の適用上、生産

国のはずの輸出量に、その生産国の手続が完了

した場合には、輸出されたものとみなす。

ものとみなすときは、その輸出が行なわ

れたとみなす時点を決定する。

(u) (i)(ii)から(註)までの規定の適用上、第三次

国際すず協定第七条の規定に基づいて総輸

出許可トントン数が決定された統制期間及

び同条の規定に基づいて課された制裁は、

この協定の効力発生の日から、この条の規

定に基づいて決定され及び課されたものと

みなす。

第三十四条 特別輸出

(a) 理事会は、統制期間を宣言した後いつで

も、附属書Dに定める条件が満たされてい

ると認める場合には、区分ごとの三分の二

以上の多數票による議決で、前条(k)の輸出

許可トントン数のほかに特定の数量のすずの輸

出(以下「特別輸出」という。)を許可するこ

とができる。

(b) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多

数票による議決で、特別輸出につき必要と

認める条件を付することができます。

(c) 第三十六条の規定が遵守され、かつ、理

事会が(b)の規定に基づいて付する条件が満

たされた場合には、特別輸出に係るすずの

数量は、前条(n)から(p)までの規定を適用す

るにあたつて考慮に入れない。

(d) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多

数票による議決で、附属書Dに定める条件

をいつでも修正することができる。もつと

も、その修正は、いすれかの国がすでに与

(b) 自国内におけるすず鉱石の生産から得ら

れるすず地金の特別寄託を行なう意思を有

する旨を理事会に通報した生産国は、第三

十三条の規定に基づいて自國に割り当てら

れた輸出許可トントン数の枠外で、特定のす

地金又は精鉱を、それらが特別寄託の対象

であるすず地金となることを確認するため

に必要とされる証拠を理事会に提供するこ

とを条件として、輸出することを許可され

る。その輸出については、その生産国が次

条に定める要件を満たしている限り、第三

十三条(1)から(2)までの規定を適用しない。

(c) 特別寄託分は、管理官にとつて便利な場

所においてのみ受領される。

(d) 議長は、すべての特別寄託分の受領を參

加国に通告する。その通告は、特別寄託分

の受領の時から三箇月を経過した後に行な

う。

(e) すず地金の特別寄託を行なった生産国

は、いすれかの統制期間における自国の輸

出許可トントン数の枠内で行なう輸出に充てる

ため、当該特別寄託分の全部又は一部の返

還を受けることができる。この場合において

て、特別寄託分のうち返還を受けた部分

は、第三十三條の規定の適用上、その返還

が行なわれた統制期間中に輸出されたもの

とみなす。

(f) 特別寄託分は、統制期間として宣言され

なかつた四半期においては、次条(h)の規定

(b) 自国内におけるすず鉱石の生産から得ら

れるすず地金の特別寄託を行なう意思を有

する旨を理事会に通報した生産国は、第三

十三条の規定に基づいて自國に割り当てら

れた輸出許可トントン数の枠外で、特定のす

地金又は精鉱を、それらが特別寄託の対象

であるすず地金となることを確認するため

に必要とされる証拠を理事会に提供するこ

とを条件として、輸出することを許可され

る。その輸出については、その生産国が次

条に定める要件を満たしている限り、第三

十三条(1)から(2)までの規定を適用しない。

(c) 特別寄託分は、管理官にとつて便利な場

所においてのみ受領される。

(d) 議長は、すべての特別寄託分の受領を參

加国に通告する。その通告は、特別寄託分

の受領の時から三箇月を経過した後に行な

う。

(e) すず地金の特別寄託を行なった生産国

は、その特別寄託を行なう生産国が負担す

るものとし、理事会は、いかなる経費をも

負担しない。

(g) 特別寄託に関連して生ずるすべての経費

は、その特別寄託を行なう生産国が負担す

るものとし、理事会は、いかなる経費をも

負担しない。

(h) 特別寄託分は、緩衝在庫に保

有されているすず地金の一部として取り扱

わらないものとし、管理官は、これを自由

に処分してはならない。

第三十五条 特別寄託

(a) 生産国は、理事会の同意を得て、いつで

も管理官にすず地金の特別寄託を行なうこ

とができる。特別寄託分は、緩衝在庫に保

有されているすず地金の一部として取り扱

わらないものとし、管理官は、これを自由

に処分してはならない。

第三十六条 在庫

(a) いすれかの生産国のすずの在庫分のう

をこえる数量のすずを輸出した生産国

ち附屬書Cに定めるその生産国の手続による輸出が行なわれなかつた部分は、統制期間中のいかなる時点においても、その生産国について附屬書Eに定める数量をこえてはならない。

(ii) (i)の在庫分には、鉱山と附屬書Cに掲げる輸出地点との間で輸送の途上にあるすずを含まない。

iii) 理事会は、附屬書Eを修正することができるものとし、その修正にあたりいずれかの生産国について附屬書Eに定める数量を増加した場合には、その増加分につき、期間、その後の輸出等に関する条件を付することができます。

(b) 第三次国際すず協定第十四条2の規定に基づいて承認され、かつ、同協定の終了の際なお実施されている割合の増加及びこれに関連して付されている条件は、理事会がこの協定の効力発生の後六箇月以内に別段の決定を行なわない限り、この協定に基づく在庫分の数量から控除する。

(c) 前条の規定に基づく特別寄託分の数量に相当する数量は、当該生産国がこの条の規定に基づいて統制期間中保有することを許される在庫分の数量から控除する。

(d) (i) 附屬書Fに掲げるいづれかの生産国において、すず鉱石が同附屬書に掲げる他の鉱物の採掘の際に鉱床から不可避的に採掘され、そのため、(a)に規定する在庫量の限度が当該他の鉱物の採掘を不當に制限することとなる場合には、その生産国は、当該精鉱に含まれるすずを、それがもつばら当該他の鉱物とともに得られることができる。もつとも、採掘された当該他の鉱物の総量に対する当該追加

の在庫量の比率は、いかなる場合にも、同附屬書に定める比率をこえてはならない。

(ii) (i)の追加の在庫分の輸出は、理事会の同意がある場合を除くほか、緩衝在庫に保有されているすべてのすず地金の清算が終了する時まで開始してはならず、その後行なわれる追加分の輸出の数量は、各四半期において全輸出量の四十分の一又は二百五十トンのいづれか多い方をこえてはならない。

iv) 附屬書E又は附屬書Fに掲げる国は、理事会と協議して、(2)の増加分及び(d)(i)の追加の在庫分の維持、保全及び管理を規制する規則を設ける。

(e) 理事会は、関係生産国の同意を得て、附屬書E及び附屬書Fを修正することができる。

(f) 各生産国は、自国のすずの在庫分のうち附屬書Cに定める自国の手続による輸出が行なわれなかつた部分に関する明細書を、理事会が要求する間隔で理事会に提出する。その明細書は、鉱山と同附屬書に掲げる輸出地点との間で輸送の途上にあるすずに関する事項を記載しないものとし、また、(d)の規定に基づく在庫分を別個に記載するものとする。

(g) 前条の規定に基づいて特別寄託分を保有し又は(ii)の規定に従つて在庫量を増加することを許された生産国は、この協定の終了の十二箇月前までに、その特別寄託分の輸出及びその増加分の全部又は一部(d)の規定によって輸出を規制される追加の在庫分を除く)の輸出に関する計画を理事会に通報するものとし、また、すず市場をできる限り混乱させることなく、かつ、緩衝在庫の清算に関する第三十条の規定に抵触することなく、それらの輸出を行なう最も良い方法について理事会と協議する。関係生産国

は、理事会の勧告に対しても妥当な考慮を払う。

第十一章 すずの不足

第三十七条 すずの不足の場合の措置

(a) 理事会は、すずの供給に重大な不足が生じ又は生ずるおそれがあると認める場合には、いつでも、その決定する期間におけるすずの総需要量及び総入手可商量を見積もることができるように、あらゆる必要な調査を行なう。

(b) 研究及び調査並びに関連要因の検討の結果、すずの不足の危険があると認められる場合には、理事会は、

(i) 参加国が供給することのできるすずの供給可能なすずの公平な配分を消費国に確保するための取決めを理事会と行なうよう参加国に要請することができる。
ii) すずのいかなる不足をも防止するため、常に市場の動向を監視する。

第十二章 総則

第三十八条 公正な労働基準

参加国は、生活水準の低下及び世界の貿易における不公平な競争状態の発生を避けたために、(a)に規定する在庫量の限度が、すず産業において公正な労働基準を確保するように努力することを宣言する。

第三十九条 一般的規定

(a) 参加国は、この協定の有効期間中、この協定の目的達成を促進するよう最も善め、すず産業において公正な労働基準を確保するよう努力することを宣言する。

(b) 参加国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

(c) 参加国は、(a)の規定の適用を害することなく、特に次のことを遵守しなければならない。

(i) 自国の需要の全部を満たすために十分

な量のすずを入手することができる間、特定の最終用途のためのすずの使用を止せず又は制限しないこと。ただし、その禁止又は制限が貿易に関する他の国際協定に抵触しないものである場合は、この限りでない。

(ii) すずの生産が能率の低い企業から能率の高い企業に移ることを促進するような条件を設定すること。

第四十条 非商業的在庫のすずの処分

(a) 非商業的在庫のすずの処分を希望する参加国は、十分な予告期間を置いて、その処分計画につき理事会と協議する。

(b) 理事会は、いづれかの参加国が非商業的在庫のすずの処分計画につき予告を行なつた場合には、(a)の規定の適切な実施を確保するため、その処分計画につきすみやかにその参加国と公式に協議する。

(c) 理事会は、(b)の処分の進展状況を隨時検討するものとし、また、その処分を行なう参加国に對し報告を行なうことによって行なう。

(d) すずの処分は、生産者、加工者及び消費者の利益を保護することに妥当な考慮を払つて、それらの者のための通常の市場の混乱をできる限り避けすることによつて行なう。また、その処分の結果が新たな供給者の調査及び開発のための投資並びに生産のすず鉱業の健全性及び成長に及ぼす影響についても考慮を払う。その処分の数量及び時期は、生産国における生産及び雇用を不當に害することのないよう

な、かつ、その生産国の経済に困難をもたらさないようなものとする。

(e) この協定のいかなる規定も、次のように解釈してはならない。

第四十一条 国の安全に関する規定

(i) 公表すれば自国の重大な安全上の利益に反すると参加国が考へるような情報の提供をその参加国に要求すること。

(ii) 参加国が、武器、弾薬その他の軍用品の取引若しくはいづれかの国の軍事機関への補給を直接若しくは間接の目的とするその他の貨物の取引に關係のある行動又は戦争その他国際関係における緊急事態の際の行動であつて、自国の重大な安全上の利益の保護のため必要と認めるものを、単独で又は他の国とともにとることを妨げること。

(iii) 参加国が、軍事機関により若しくは軍事機関のために作成される政府間協定であつてその当事国の安全上の基本的な要請に応ずるもの又は同様の目的で國のために作成されるその他の取極を締結し又は実施することを妨げること。

(iv) 参加国が、国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく自國の義務に従つて行動をとることを妨げること。

(b) 参加国は、すすに關し(a)(ii)又は(iv)の規定に基づいてとつたすべての行動ができる限りすみやかに議長に通告するものとし、議長は、これを他の参加国に通告する。

(c) いすれの参加国も、この協定に基づく自國の経済上の利益が(a)の規定に基づく他の参加国(戦時中の行動を除く)によつて重大な損害を受けたと認める場合は、理事会に対し苦情を申し立てることができる。

(d) 理事会は、(c)の苦情の申立てを受けた場合には、実情を調査し、消費国が總体として有する票の過半数による議決で、当該参加国(苦情があるものであるかどうかを決定するものとし、理由のあるものであると決定した場合は、当該参加国に對しこの協定から脱退することを許可する。

第十三章 苦情及び紛争

第四十二条 苦情

(a) いすれかの参加国がこの協定に違反した旨の苦情は、その違反の状態の是正についてこの協定に別段の定めがない限り、苦情を申し立てた国の要請により、決定のため理事会に付託する。

(b) いすれかの参加国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、決議によらない限り、この協定に違反したと認定されたことはない。その認定にあつては、その違反の性質及び程度を明示する。

(c) 理事会は、この条の規定に基づき、いすれかの参加国がこの協定に違反したと認定した場合には、この協定に他の制裁について別段の定めがない限り、その参加国がその違反の状態を是正し又はその他の方法によつてその義務を履行するまでの間、その参加国から投票権その他の権利を奪うことができる。

(d) この条の規定の適用上、「この協定に違反した」といふときは、理事会の付した条件を満たさないこと及びこの協定に基づく参加国(議長)の義務を履行しないことを含む。

(e) 第四十三条 紛争

(a) この協定の解釈又は適用に関する紛争交渉によつて解決されないものは、参加国(議長)の要請により、決定のため理事会に付託される。

(b) 紛争がこの条の規定に基づいて理事会に付託された場合には、参加国(議長)の過半数又は総体として参加国(議長)の三分の一以上を有する参加国は、理事会がその決定を行なうに先だら係争中の問題につき十分な討議の後(c)の諮問委員会の意見を求めるなどを理事会に要求することができる。

(c) 諮問委員会は、理事会が全会一致の議決で別段の決定を行なわない限り、次の者で構成する。

(a) この協定は、附屬書Aに掲げる生産国(議長)の署名によるものとし、

生産国が指名する二人の者。そのうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識及び経験を有する者とする。

消費国が指名する二人の者。これらは、生産国が指名する者と同様の資格を有する者とする。

このようにして指名される四人の者が一致して選定し、又は、これらの四人の意見が一致しない場合には、議長が選定する委員長

(i) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いすれの政府からも指示を受けないで行動する。

(ii) 諮問委員会の費用は、理事会が支弁する。

(d) 諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行なう。

(d) 第十四章 最終規定

第四十四条 署名

この協定は、千九百七十年七月一日から千九百七十年一月二十九日まで、ロンドンにおいてグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府(以下「寄託政府」という。)の下で、第三次国際すず協定の参加国及び千九百七十年の国際連合すず会議に代表を派遣した独立国(議長)の政府による署名のため、開放しておく。

(d) 第四十五条 批准、承認及び受諾

この協定は、各署名政府により、それぞれに先だら係争中の問題につき十分な討議の後(c)の諮問委員会の意見を求めるなどを理事会に要求することができる。

(c) 諮問委員会は、理事会が全会一致の議決で別段の決定を行なわない限り、次の者で構成する。

(a) この協定は、附屬書Aに掲げる生産国(議長)の署名によるものとし、

うち少なくとも六の国で総体として同附属書の適用上九百五十票以上を有するものを代表する政府及び附屬書Bに掲げる消費国(うち少なくとも九の国で総体として同附属書の適用上三百票以上を有するものを代表する政府が批准書、承認書又は受諾書を寄託した時、直ちに、それらの政府について確定的に効力を生ずる。ただし、千九百七十年六月三十日までは、この限りでない)。

(b) この協定は、その確定的効力発生の後に批准書、承認書又は受諾書を寄託した各署名政府については、それらの文書の寄託の日に確定的に効力を生ずる。

(c) この協定は、次条(a)の規定に基づいて暫定的に効力を生じた場合には、(a)に定める要件を満たす国を代表する政府が批准書、承認書又は受諾書を寄託した時、直ちに、それらの政府について確定的に効力を生ずる。

(d) この協定が(a)又は(c)の規定に基づいて確定的に効力を生じた場合において、批准、承認又は受諾の意思の通告を行なつた政府が確定的効力を生じた場合において、批准、承認又は受諾の意思の通告を行なつた政府が要件を満たすとときは、(a)に定める要件を満たす国を代表する政府が批准書、承認書又は受諾書を寄託しなかつたときは、その政府は、この協定への参加を終止する。ただし、理事会は、その政府が要請するときは、その九十日の期間を延長することができるものとし、また、その政府は、その九十日の期間又はその延長された期間の満了前に、寄託政府に対し少なくとも三十日前に予告を行なうことにより、この協定への参加を終止することができる。

(e) 第四十七条 暫定的効力発生

(a) この協定は、前条に定めるその確定的効力発生のための要件が満たされなかつた場合には、批准書、承認書若しくは受諾書を寄託し又は批准、承認若しくは受

諾の意思の通告を行なつた政府については、第三次国際すず協定の終了日の翌日に暫定的に効力を生ずる。ただし、附属書Aに掲げる生産国のうち少なくとも六の国で総体として同附属書の適用上九百五十票以上を有するものを代表する政府及び附属書Bに掲げる消費国のうち少なくとも九の国で総体として同附属書の適用上三百票以上を有するものを代表する政府が、千九百七十一年六月三十日又は第三次国際すず協定の有効期間が延長される場合には同協定の終了の日までに、批准書、承認書、受諾書又は通告書を寄託政府に寄託していることを条件とする。

(ii) この協定は、これが暫定的に効力を生じている間に批准書、承認書若しくは受諾書を寄託し又は批准、承認若しくは受諾の意思の通告を行なつた各署名政府については、批准書、承認書、受諾書又は通告書の寄託の日に暫定的に効力を生じる。

(b) この協定が第三次国際すず協定の終了の後六箇月以内に、暫定的に効力を生じたが前条の規定に従つて確定的に効力を生じなかつた場合には、議長は、情勢を検討するためできる限りすみやかに理事会の会合を招集する。ただし、この協定は、この効力発生が引き続き暫定的なものである場合には、その暫定的効力発生の後一年以内に終了させなければならない。

第四十八条 加入

(a) 千九百七十年の国際連合すず会議に代表を派遣した政府又は第三次国際すず協定の参加国政府は、理事会が定める条件に従つてこの協定に加入する権利を有する。

(b) (a)の政府以外の政府であつて千九百七十年の国際連合すず会議に代表を派遣しなかつたが国際連合又は専門機関の加盟国政府

であるものは、理事会が決定する条件に従つてこの協定に加入することができる。

(c) 理事会が投票権及び財政上の義務に開して決定する条件は、加入しようとする国とすでに参加国である国との間で公平なものでなければならぬ。

(d) 理事会は、この協定への生産国の加入にあたつては、(i)その生産国について附属書E及び該当する場合には附属書Fに表示すべきトン数及び比率をその生産国の同意を得て決定するものとし、また、(ii)附属書C第一部においてその国の国名に対応して表示すべき輸出統制のための輸出の定義をも決定する。このように決定されたトン数、比率又は定義は、それぞれ当該附属書に含まれているものとして実施し又は適用する。

(e) 加入は、寄託政府に加入書を寄託することによつて行なうものとし、同政府は、その加入をすべての関係政府及び理事会に通告する。

第四十九条 独立の参加

締約政府は、批准書、承認書、受諾書若しくは加入書を寄託し若しくは批准、承認若しくは受諾の意思を通告する際に、又はその後隨時、自己が国際関係について責任を負い、かつた場合に、この協定が現に適用されており又は将来その効力発生の後適用される領域であつてすずの生産又は消費に関心を有するものにつき、それぞれ生産国又は消費国としてのその独立の参加を提案することができる。その独立の参加は、理事会の同意を必要とするものとし、また、理事会の決定する条件に従つて行なうものとする。

第五十条

国際協定の交渉について責任を有する政府間機関は、この協定に参加することができない。その機関自身は、投票権を有しないが、その機関の加盟国は、その機関の権限の範囲

内の問題につき共同して投票権を行使することができる。

第五十一条 改正

(a) 理事会は、締約政府に對し、生産国が總体として有する票の三分の二以上及び消費国が總体として有する票の三分の二以上による議決で、この協定の改正を勧告することができる。理事会は、その勧告にあたり、各締約政府が当該改正を批准し、承認し又は受諾するかどうかを寄託政府に通告して決定するものとし、また、(i)附属書C第一部分においてその国の国名に対応して表示すべき輸出統制のための輸出の定義をも決定する。このように決定されたトン数、比率又は定義は、それぞれ当該附属書に含まれているものとして実施し又は適用する。

(b) 理事会は、(a)の規定に基づいて批准、承認又は受諾の通告のために決定した期限を延長することができる。

(c) 改正は、すべての参加国が(b)の規定に基づいて決定され又は(b)の規定に基づいて延長された期限までに批准し、承認し又は受諾した場合には、寄託政府が批准、承認又は受諾の最後の通告を受領した時、直ちに効力を生ずる。

(d) 改正は、総体として生産国の中の全部を有する参加国及び総体として消費国の中の三分の二以上を有する参加国が(a)の規定に基づいて決定され又は(b)の規定に基づいて延長された期限までに批准、承認又は受諾をしない場合には、効力を生じない。

(e) この条の改正は、すべての参加国がこれを批准し、承認し又は受諾した場合に限り、効力を生ずる。

(f) この条の改正は、この協定に基づいて附屬書を修正する権限に影響を及ぼすものではない。

(g) この条の改正は、その効力発生の日に効力を生ずる。理事会は、いつでも、公平と認める条件で、その消費国に對しその脱退の通告の撤回を許可することができる。

(h) この条の改正は、すべての参加国がこれ

を批准し、承認し又は受諾した場合に限り、効力を生じない。

(i) この条の改正は、そのような参加国がこれを構成するために必要な最後の国が批准、承認又は受諾を寄託政府に通告した後三箇月を経過した時、それ以前に批准、承認又は受諾を通告した参加国について効力を生ずる。

(j) その改正は、そのような参加国がこれを構成するために必要な最後の国が批准、承認又は受諾を寄託政府に通告した後三箇月前に予告を行なつて脱退する場合。ただし、その予告は、この協定の効力発生の日から一年以上を経過した後に行なわれるものでなければならない。

第五十二条 脱退

この協定の有効期間中にこの協定から脱退する参加国は、次の場合を除くほか、第三十二条又は第三十二条の規定に基づき緩衝在庫の清算残高の配分を受ける権利及び次条の規定に基づきこの協定の終了の際に理事会の他の資産の配分を受ける権利を有しない。

第五十三条 脱退する場合

(i) 寄託政府に対し少なくとも十二箇月前に予告を行なつて脱退する場合。ただし、その予告は、この協定の効力発生の日から一年以上を経過した後に行なわれるものでなければならない。

正の批准、承認又は受諾をしなかつた締約政府は、その効力発生の日からこの協定への参加を終止する。ただし、理事会が、その効力発生の日の後の最初の会合において、憲法上の困難のためその効力発生の日までに批准し、承認し又は受諾することが不可能であつたとの当該締約政府の申立てを認め、かつ、当該締約政府のためその困難の解決される時まで批准、承認又は受諾の期限を延長することを決定した場合は、この限りでない。

消費国は、自國の利益が改正によつて害されるると考へる場合には、その改正の効力発生の日前に、寄託政府に對しこの協定からの脱退を通告することができる。脱退

は、その改正の効力発生の日に効力を生ずる。理事会は、いつでも、公平と認める条件で、その消費国に對しその脱退の通告の撤回を許可することができる。

(j) この条の改正は、すべての参加国がこれを批准し、承認し又は受諾した場合に限り、効力を生じない。

(k) この条の規定は、この協定に基づいて附

屬書を修正する権限に影響を及ぼすものではない。

(l) この条の改正は、その効力発生の日に効力を生じる。

(m) この条の改正は、この協定に基づいて附

屬書を修正する権限に影響を及ぼすものではない。

(n) この条の改正は、その効力発生の日に効力を生じる。

(o) この条の改正は、この協定に基づいて附

屬書を修正する権限に影響を及ぼすものではない。

(p) この条の改正は、この協定に基づいて附

屬書を修正する権限に影響を及ぼすものではない。

(q) この条の改正は、この協定に基づいて附

屬書を修正する権限に影響を及ぼすものではない。

(r) この条の改正は、この協定に基づいて附

屬書を修正する権限に影響を及ぼすものではない。

(s) この条の改正は、この協定に基づいて附

屬書を修正する権限に影響を及ぼすものではない。

(t) この条の改正は、この協定に基づいて附

屬書を修正する権限に影響を及ぼすものではない。

(u) この条の改正は、この協定に基づいて附

屬書を修正する権限に影響を及ぼすものではない。

第五十三条 有効期間、延長及び終了。

(a) この協定の有効期間は、この条又は第四十七条(b)に別段の定めがある場合を除くはか、この協定の効力発生の日から五年とする。

(b) 理事会は、生産国が総体として有する票の三分の一以上及び消費国が総体として有する票の三分の一以上による議決で、この協定の有効期間を合計十二箇月をこえない期間延長することができる。

(c) 理事会は、この協定の効力発生の後四年以内に、締約政府に対する勧告において、この協定の更新が必要かつ適当であるかどうか及び、その更新が必要かつ適当である場合には、いかなる形式によつて更新するかについて通報するものとし、同時に、すずの需給関係がこの協定の終了の時期においてどのようにあるかを検討する。

(d) (i) 締約政府は、理事会の次回の会合においてこの協定の終了の際に、緩衝在庫は、第三十条から第三十二条までの規定に従つて清算する。

(ii) 理事会は、その職員について負う債務の額を算定するものとし、また、必要に応じ、第十五条及び第十六条の規定に従つて計上される運営勘定に係る追加予算によつて当該債務を支弁するため、十分な資金を確保する措置をとる。

(e) 理事会は、生産国が総体として有する票の三分の一以上及び消費国が総体として有する票の三分の一以上による議決で、この協定を終了させる提案を採択した場合には、その終了を締約政府に勧告する。

(f) 理事会は、(d)の規定を実施するため、緩衝在庫の清算及び第三十六条の規定に従つて生産国に保有されている在庫の整理を監督するため並びにこの協定に基づいて付され又は第三次国際すず協定に基づいて付された条件の正当な遵守を監督するため、必要な期間存続する。理事会は、この協定によつて付与された権限及び職務のうちこれら的目的のために必要なものを保持する。

(g) 理事会は、(d)の規定に基づくこの協定の終了の際には、理事会が指示する方法で、売却その他の手段によって現金に換える。

(h) 理事会の残余の非金銭的資産は、理事会が指示する方法で、売却その他の手段によって現金に換える。

(i) 理事会は、その職員について負う債務の額を算定するものとし、また、必要に応じ、第十五条及び第十六条の規定に従つて計上される運営勘定に係る追加予算によつて当該債務を支弁するため、十分な資金を確保する措置をとる。

(j) 理事会は、生産国が総体として有する票の三分の一以上及び消費国が総体として有する票の三分の一以上による議決で、この協定を終了させる提案を採択した場合には、その終了を締約政府に勧告する。

(k) 理事会は、存続する場合又はこれを承諾する機関が設けられた場合には、記録、統計資料その他自ら決定する文書を当該後継機関に引き渡すものとし、また、区分ごとに

この協定は、総体として生産国の票の三分の一以上を有する締約政府及び総体として消費国の票の三分の一以上を有する。

(l) 理事会は、(a)の規定に基づくこの協定の規定に基づく改正の批准、承認及び受諾並びに批准、承認又は受諾の意思の通告

(m) 第四十六条又は第四十七条の規定に基づくこの協定の確定的効力発生又は暫定的効力発生

する締約政府が(1)の勧告を受諾する旨を理事会に通告した場合には、理事会が決定する期日に終了する。もつとも、その期日は、理事会がそれらの締約政府からの最後の通告を受領した後六箇月以内の日でなければならない。

(n) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(o) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(p) 前条の規定に基づくこの協定の終了のないときは、自ら決定する国際機関に對し、記録、統計資料その他の文書を引き渡す。

(q) 理事会は、(i)の規定に基づくこの協定の終了の際には、理事会が指示する方法で、売却その他の手段によつて現金に換える。

(r) 理事会の現金化による売上金及び残余の金銭的資産は、各参加国が第十五条の規定に基づいて設けられた運営勘定に係る自國の分担金の累計額に比例して自國の持分を受け取ることとなるよう、配分される。

(s) 理事会は、その職員について負う債務の額を算定するものとし、また、必要に応じ、第十五条及び第十六条の規定に従つて計上される運営勘定に係る追加予算によつて当該債務を支弁するため、十分な資金を確保する措置をとる。

(t) 理事会は、(s)の規定に基づくこの協定の終了の際には、理事会が指示する方法で、売却その他の手段によつて現金に換える。

(u) 理事会の現金化による売上金及び残余の金銭的資産は、各参加国が第十五条の規定に基づいて設けられた運営勘定に係る自國の分担金の累計額に比例して自國の持分を受け取ることとなるよう、配分される。

(v) 前条の規定に基づくこの協定の終了のないときは、自ら決定する国際機関に對し、記録、統計資料その他の文書を引き渡す。

(w) 理事会は、(i)の規定に基づくこの協定の終了の際には、理事会が指示する方法で、売却その他の手段によつて現金に換える。

(x) 理事会の現金化による売上金及び残余の金銭的資産は、各参加国が第十五条の規定に基づいて設けられた運営勘定に係る自國の分担金の累計額に比例して自國の持分を受け取ることとなるよう、配分される。

(y) 理事会は、(s)の規定に基づくこの協定の終了の際には、理事会が指示する方法で、売却その他の手段によつて現金に換える。

(z) 理事会の現金化による売上金及び残余の金銭的資産は、各参加国が第十五条の規定に基づいて設けられた運営勘定に係る自國の分担金の累計額に比例して自國の持分を受け取ることとなるよう、配分される。

(aa) 理事会は、(i)の規定に基づくこの協定の終了の際には、理事会が指示する方法で、売却その他の手段によつて現金に換える。

(bb) 理事会の現金化による売上金及び残余の金銭的資産は、各参加国が第十五条の規定に基づいて設けられた運営勘定に係る自國の分担金の累計額に比例して自國の持分を受け取ることとなるよう、配分される。

(cc) 理事会は、(i)の規定に基づくこの協定の終了の際には、理事会が指示する方法で、売却その他の手段によつて現金に換える。

(dd) 理事会の現金化による売上金及び残余の金銭的資産は、各参加国が第十五条の規定に基づいて設けられた運営勘定に係る自國の分担金の累計額に比例して自國の持分を受け取ることとなるよう、配分される。

(ee) 理事会は、(i)の規定に基づくこの協定の終了の際には、理事会が指示する方法で、売却その他の手段によつて現金に換える。

(ff) 理事会の現金化による売上金及び残余の金銭的資産は、各参加国が第十五条の規定に基づいて設けられた運営勘定に係る自國の分担金の累計額に比例して自國の持分を受け取ることとなるよう、配分される。

(gg) 理事会は、(i)の規定に基づくこの協定の終了の際には、理事会が指示する方法で、売却その他の手段によつて現金に換える。

(hh) 理事会の現金化による売上金及び残余の金銭的資産は、各参加国が第十五条の規定に基づいて設けられた運営勘定に係る自國の分担金の累計額に比例して自國の持分を受け取ることとなるよう、配分される。

四 第四十八条及び第四十九条の規定に基づく加入及び独立の参加の通告

(i) 第五十一条の規定に基づく改正の批准、承認又は受諾の通告及びその改正の

効力発生の日

(j) 前条の規定に基づくこの協定の終了の

(k) 脱退及び参加の終止の通告

(l) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(m) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(n) 前条の規定に基づくこの協定の終了の

(o) 引き渡すことができる。

(p) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(q) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(r) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(s) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(t) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(u) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(v) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(w) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(x) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(y) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(z) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(aa) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

(bb) 理事会が存続せず、かつ、これを承継する機関が設けられない場合には、(v)

オーストリアのために

ベルギーのために

ボリヴィアのために	マレイシアのために
ブラジルのために	メキシコのために
ブルガリアのために	オランダのために
カナダのために	ナイジエリアのために
中国のために	ノールウェーのために
コンゴー民主共和国のために	フィリピンのために
キューバのために	ポーランドのために
チエフコスロヴァキアのために	ポルトガルのために
デンマークのために	スペインのために
フィンランドのために	スウェーデンのために
フランスのために	スイスのために
ドイツ連邦共和国のために	タイのために
ハンガリーのために	
インドのために	
インドネシアのために	
イスラエルのために	
イタリアのために	
日本国のために	
大韓民国のために	

附屬書A 生産国の百分率及び票數

國 名	百 分 率	票	
		基 本 票	追 加 票
オーストリア	二・八二	二七	三三
ベルギー・ルクセンブルグ	一六・九八	二七	三三
ブルガリア	四・五一	一六四	四九
カナダ	四五・八三	一六八	九三
中国(台湾)	九・一四	一六四	四九
チエフコスロヴァキア	六・三六	一六四	四九
デンマーク	一四・三六	一四四	四四七
合 計	一〇〇・〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

附屬書B 消費国のトン数及び票數

國 名	ト ン 数 (メ ートル・ト ン)	票	
		基 本 票	追 加 票
オーストリア	六〇〇	八	八
ベルギー・ルクセンブルグ	二、七七〇	二〇	二〇
ブルガリア	二五四	六	六
カナダ	四五〇八	一五三	一五三
中国(台湾)	二八四	一七	一七
チエフコスロヴァキア	一五三	二四	二四
デンマーク	七三七	五五五	五五五
合 計	七三七	五五五	五五五

注 この表に掲げる国並びにこの表に定める百分率及び票数は、協定を作成した千九百七十年の国際連合ササ会議において決定したものであり、協定の実施に伴つて隨時修正する。

ドイツ連邦共和国	一一、〇一〇	五	六三
フランス	一〇、四三〇	五	六〇
ハンガリー	一、一五一	二	一
インド	四、二三四	三三	二七
イタリア	六、三一九	三三	三八
日本国	一三三、〇四六	三三	一二六
メキシコ	一、六一二	三二	二七
オランダ	四、五五五	五	六〇
フィリピン	六三〇	五	六
ボーランド	三、四七〇	五	一
大韓民国	二六五	五	一
スペイン	一、七九八	五	一
トルコ	九一四	五	一
連合王国	一七、七〇五	五	一
アメリカ合衆国	五八、九七〇	五	一
ソヴィエト社会主義共和国連邦	六、六〇〇	五	一
エゴースラヴィア	一、五六五	五	一
合	一六七、五八〇	五	一
計	一一〇	五	一
	八八〇	五	一
	一、〇〇〇	五	一

注 この表に掲げる国並びにこの表に定めるトン数及び票数は、協定を作成した千九百七十年の国際連合すず会議において決定したものであり、協定の実施に伴つて隨時修正する。

第一部 輸出統制の実施上すずを輸出されたものとみなす場合
附屬書C
第一の表とし、同表の冒頭に次のよろに加える。
すばは、関税規則（輸出禁止）に基づいて交付された規制品輸出許可書に記載されている船積みの日に輸出されたものとみなす。ただし、実際の船積みがその記載されている船積みの日から十四日以内に行なわることを条件とする。

オーストラリア

附屬書F 不可避的に得られる追加の在庫分		第二部 生産国の輸入	
オーストラリア	二、一一〇	オーストラリア	二、一一〇
コソゴー（民主共和国）	七、五一	ボリヴィア	二、〇〇〇
マレーシア	四、一二六	コソゴー（民主共和国）	二、〇〇〇
ナイジニア（連邦共和国）	一八、三三一	インドネシア	二、〇〇〇
タイ	一八、三一八	マレーシア	一八、三三一
	五、二九八	ナイジニア（連邦共和国）	一八、三一八
	一・五	タンタロ・コロンバイト	一・五
	一・五	タンタロ・コロンバイト	一・五
	一・五	コロンバイト	一・五
	一・五	ウォルフライ・シーライ	一・五

附屬書G 生産国の百分率の再決定に関する規則
第一条 百分率の一回目の再決定は、協定に基づく

理事会の第一回会合において、各生産国のすずの生産量が判明している最近の四の四半期におけるそれらの生産量を基礎として行なう。

昭和四十六年五月十一日 衆議院会議録第二十八号 第四次国際すず協定の締結について承認を求めるの件 昭和四十三年度一般会計歳入歳出決算外五件

八七〇

を乗じたものに比例して、供与国の間に割り当てる。このため、地金による供与分は、(i)の規定に従つて評価するものとし、また、地金又は現金による個別の供与分には、これが管理官の処分に任された期間の日数を乗ずる。この日数の算定にあたつては、管理官がその供与分を受領した日及び協定が終了した日を算入しない。供与国に割り当られた当該超過分は、(i)の規定に従つて評価したその供与国の供与分の合計に加算する。

当該超過分の割当てにあたつては、制裁として義務づけられた供与に係る供与分は、その制裁期間中は管理官の処分に任せていなかつたものとみなされる。

(iv) (i)の規定に基づいて算定した總額が緩衝在庫への各供与国のすべての供与分に足りない場合には、当該不足分は、供与国との間にそれぞれの供与分に比例して割り当てる。このように供与国に割り当たられた不足分は、その供与国の供与分の合計から控除する。この例の規定の適用上、供与分の価額は、(i)の規定に従つて算定する。

(v) (i)から(iv)までの規定によつて算定した価額は、各供与国がそれぞれ緩衝在庫に従つて有する持分とする。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長田中榮一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(船田中君) ただいま議題となりました第四次国際すず協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

〔田中榮一君登壇〕

○田中榮一君 ただいま議題となりました第四次国際すず協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本協定は、わが国も当事国となつてゐる第三次国際すず協定の有効期間が本年六月三十日に満了することになつてゐるため、これにかわるものとして、昨年五月に国際連合すず会議において採択されたものであります。本年一月二十六日、本協定に署名しております。本協定は、大綱において第三次協定を踏襲したものであり、世界におけるすずの生産と消費の調整及び価格の安定をはかるとともに、開発途上にあるすずの生産国の経済の発展に寄与することを目的としております。

本協定のおもな内容を申し上げますと、協定を運用するために、議長及び各参加国の代表によって構成される従前の国際すず協定によつて設立された国際すず理事会を存続させること、参加国を生産国及び消費国に区分し、各参加国が持つ票数は、五票の基礎票のほかに、生産国については生産量に比例した票数、また、消費国については消費量に比例した票数が配分されること、すなへん地金の最低価格及び最高価格を定めること、生産国がすす地金及び現金を供与して、価格を安定させるための売買操作を目的とする緩衝在庫を設置すること、すなへん市場価格が低落するおそれがある場合には、参加生産国が輸出統制を行なうことがで

きること等であります。

本協定は、三月十八日に外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承願います。

かくて、五月十日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、本件は全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

七億円余の剩余金を生じております。

特別会計の数は四十三、その決算総額は、歳入十三兆四千八十九億円余、歳出十一兆九千二十七億円余、その歳入超過額は一兆五千六十二億円余でございます。

国税収納金整理資金の収納済額は五兆五百六億円余、支払命令済額及び歳入への組入額は五兆四百億円余になつております。

政府関係機関の数は十四、その決算総額は、収入四兆七千八百八十四億円余、支出四兆五千四百四十七億円余となつております。

次に、昭和四十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第七 昭和四十三年度国有財産増減及び現在額総計算書	日程第八 昭和四十三年度国有財産無償貸付状況総計算書	日程第六 昭和四十三年度特別会計歳入歳出決算
昭和四十三年度国税収納金整理資金受払計算書	昭和四十三年度國稅收納金整理資金受払計算書、昭和四十三年度政府関係機関決算書、日程第七、昭和四十三年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第八、昭和四十三年度国有財産無償貸付状況総計算書、右各件を一括して議題といたします。	昭和四十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十三年度政府関係機関決算書、日程第七、昭和四十三年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第八、昭和四十三年度国有財産無償貸付状況総計算書、右各件を一括して議題といたします。

○議長(船田中君) 日程第六、昭和四十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十三年度政府関係機関決算書、日程第七、昭和四十三年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第八、昭和四十三年度国有財産無償貸付状況総計算書、右各件を一括して議題といたします。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。決算委員長濱野清吾君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(濱野清吾君登壇)

○濱野清吾君 ただいま議題となりました昭和四十三年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたしました。

委員会は、同年五月七日、各件について大蔵省

當局よりその概要説明を、会計検査院より検査報告の概要説明を聴取した後、慎重審議を重ね、本年五月十日、審査を終了し、決算については、直ちに委員長より左記要旨の議決案を提案いたしました。

すなわち、

一、昭和四十三年度決算審査の結果、予算の効率的使用等、所期の成果が十分達成されていない

と思われる事項が見受けられる。

政府は、次の諸点について適切な措置をとり、次の常会の初めに本院に対しその結果を報告すべきである。

その一、防衛庁におけるダッショ、すなわち潜水艦攻撃用無人ヘリコプターについて、開発国であるアメリカがすでに性能、経済の両面から理由で新規購入を中止したにもかかわらず、十分な調査を行なうことなく購入を続けている。今後、この種の調達には一そら慎重を期す必要がある。

その二、政府管掌健康保険事業の財政悪化の大きな原因は医療給付費の増加であり、中でも薬剤費の増加が著しい。しかも近年、使用量が増加している新規医薬品の中には、薬効を期待しえないものもある。これは保険財政だけではなく国民の健康にもかかる重大問題であるから、薬事行政を再検討して、すみやかに適切な措置を講すべきである。

その三、食糧管理特別会計において、国内産過剰米をこのまま保有するときは、金利、保管料等の経費が増高するばかりでなく、品質の低下を来たすことになるので、そのすみやかなる処理に努力する必要がある。

その四、国有林野事業特別会計において、林産物を競争入札で売り払う場合、業者間の談合や、営林署がこれに介入している疑いが認められ、入札の証拠書類を廃棄した事例さえもある。今後この種の充り払い処分については、国の利益を保持し得るよう厳肅なる態度で臨むべきである。

その五、日本航空機製造株式会社において、米国等におけるYS-11型航空機の販売代理店契約の締結及び解除の処置が適切でなかつたなどの事実がある。

また、同社は百五十四億円余の累積損失を計上しており、これについてはすみやかに再建方策を講ずる必要があること。

二、会計検査院が指摘した不当事項について

は、本院もこれを不当と認める。

政府は、今後再びこのような不当事項が発生す

ることのないよう万全を期すべきである。

また、会計検査院は、検査にあたつては、厳正

を期するとともに、機能の拡充、強化につとむべ

きである。

三、決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

以上が議決案の概要でござります。

これに対し、自由民主党、民社党は賛成。

日本社会党は、政府に対する警告事項などについては賛成であるが、三の「決算のうち、前記以外の事項については異議がない」という事項には賛成で

きない。よつて、議決案に反対である。公明党は、

三の「決算のうち、前記以外の事項については異議がない」との事項について賛成できないなどと

の理由により、決算に対して不承認である旨の討

論があり、採決の結果、多數をもつて議決案のとおり議決いたしました。

次いで、国有財産関係二件について採決の結果、各件はいずれも是認すべきものと多數をもつて議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。
まず、日程第六の各件を一括して採決いたします。
各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(船田中君) 起立多數。よつて、各件とも

の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、各件とも

の起立を求めました。

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第八につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第九につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第十につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第十一につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第十二につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第十三につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第十四につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第十五につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第十六につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第十七につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第十八につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第十九につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二十につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二十一につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二十二につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二十三につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二十四につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二十五につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二十六につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二十七につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二十八につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二十九につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第三十につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第三十一につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第三十二につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第三十三につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

第三章 中高年齢失業者等に対する特別措置
(第十二条～第二十三条)

附則 第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中高年齢者等に係る雇用及び失業の状況にかんがみ、これらの者がその能力に適合した職業につくことを促進するための特別の措置を講ずることにより、その職業の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中高年齢者」とは、労働省令で定める年齢以上の者をいう。

この法律において「中高年齢失業者等」とは、労働省令で定める範囲の年齢の失業者その他の就職が特に困難な労働省令で定める失業者をいう。

この法律において「特定地域」とは、中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域として労働大臣が指定する地域をいふ。(船員に対する適用除外)

第三条 この法律は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百三十号)第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

第二章 中高年齢者に対する特別措置
(適職の研究等)

第四条 労働大臣は、中高年齢者の能力に適合した職業、中高年齢者の労働能力の開発方法その他中高年齢者の雇用の促進に因し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(求人者等に対する指導及び援助)

第五条 公共職業安定所は、中高年齢者にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、年齢その他の求人の条件について指導するものとする。

(雇入れの要請)

第九条 労働大臣は、中高年齢者の雇用を促進す

は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業の設備又は環境等中高年齢者の雇用に関する技術的事項について、必要な助言その他の援助を行なうことができる。

(職業紹介等を行なう施設の整備等)

第六条 国は、中高年齢者に対する職業紹介等を効果的に行なうために必要な施設の整備に努めなければならない。

国は、地方公共団体等が、中高年齢者に対し職業に関する相談に応じる業務を行なう施設を設置する等中高年齢者の雇用を促進するための措置を講ずる場合には、必要な援助を行なうことができる。

(雇用率の設定等)

第七条 労働大臣は、政令で定めるところにより、雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)第二十条の規定により中高年齢者について選定した職種に応じ、中高年齢者の雇用率を設定することができる。

常時労働者を使用する事業所の事業主は、前項の規定により雇用率が設定された職種の労働者の雇入れについては、常時使用する当該職種の中高年齢者である労働者の数が、常時使用する当該職種の労働者の総数に、当該職種の中高年齢者の雇用率を乗じて得た数(一人未満の端数は、切り捨てる。)以上であるよう努めなければならぬ。

(求人の申込みの受理に関する特例)

第八条 公共職業安定所は、常時使用する前条第一項の規定により雇用率が設定された職種の中高年齢者である労働者の数が同条第二項の規定により算定した数未満である事業所の事業主が、中高年齢者ではないことを条件とする当該職種に係る求人の申込みをした場合には、これを受理しないことができる。

(手帳の有効期間)

第十一条 履用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第二百十六号)第十九条第三項第一号の業務を行なうにあつては、事業主が中高年齢者を第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種の労働者として雇い入れることを促進するため、貸付けの実施基準等について特別の配慮を加えるものとする。

第十二条 公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに對して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等のとすると、(手帳の失効)

第十三条 公共職業安定所は、中高年齢失業者等の申込みをした場合には、これを受理しないことができる。

二 誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有する

るため特に必要があると認める場合には、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種の中高年齢者である労働者の数が同条第二項の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められるものの事業主に対して、当該職種の中高年齢者である労働者の数が同項の規定により算定した数以上となるようにするために必要な措置をとることを要請することができる。

第十四条 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに認めたときは、その効力を失ら。

一 新たに安定した職業についたとき。
二 第十二条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。
三 前二号に掲げるもののほか、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める要件に該当するとき。

第十五条 労働大臣は、手帳の発給を受けた者の旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

(計画の作成)

第十六条 労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一 職業指導及び職業紹介

二 公共職業訓練施設の行なう職業訓練

三十八号の二を第三十八号の三として、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 中高年齢者等の雇用の促進に関する

する特別措置法（昭和四十六年法律第
号）に基づいて、中高年齢失業者等の就

別表第一第二十号の三の次に次の一号を加え
る。

ますとともに、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

いて特別の配慮を加えるほか、雇用を促進するため必要な事項に関して計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ公共事業に吸収させること。

職促進の措置に関する計画を定めること。

三十の四 中高年齢者等の雇用の促進に関する

中央労働委員会の委員の定数は、現行の労働組

際に、現に失業対策事業に使用されている失業者に

第十条第一項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部
の特別措置法) (昭和四十六年法律第

合法上、使用者委員、労働者委員及び公益委員それぞれ七人と定められておりますが、最近、係属事件は増加の傾向にあり、特に不当労働行為事件

賃金は支払わないものとすること。

は関する計画の作成に關すること

を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等
に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等にて

についでは、事案がふくそくし、その処理も著しく停滯したためて、労使双方に多大の不快を与え

等であり、故に三冊の書籍は、付録三つなり。

(号外)

八

第十一条の四中「第三十条第一項」を「第九条の二第一項」に改める。
（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第七条 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第三十条第一項」を「第九条の二第一項」に改める。

オガマズ
社会労働委員長倉成正君

及び融資について特別の措置を講ずること。
第二に、就職の困難な中高年齢失業者に対しても、
求職手帳を発給し、所要の手当を支給しつつ、就
職指導、職業訓練、職場適応訓練等の措置を講ず
ること。

第三に、雇用の機会の乏しい特定地域の中高年
齢失業者等については、求職手帳の有効期間につ

〔議長（船田中君）〕 これより採決に入ります。
まず、日程第九につき採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
〔議長（船田中君）〕 御異議なしと認めます。よつ
て、本案は可決いたしました。

中高年齢者等に係る雇用及び失業の状況にかんがみ、これらの者がその能力に適合した職業につくことを促進するため、中高年齢者の雇用の奨励のための諸施策及び中高年齢失業者等に対する就職の促進のための諸施策の充実を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

状況にかんがみ、これらの者がその能力に適合した職業につくことを促進するため、必要な諸施策の充実をはからうとするもので、そのおもな内容は、

第一に、中高年齢者の雇用を促進するため、その適職等の研究、求人者等に対する指導及び援助、職業紹介施設の整備等の措置を講ずるとともに、中高年齢者に適する職種について雇用率を設定し、事業主に対して、雇い入れの要請、給付金及び融資について特別の措置を講ずること。

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案の一部を次のようく修正する。
第二十一条中「雇用の機会の増大を図るための実施措置」を「就業の機会の増大を図るための事業の実施」に改める。
附則第二条前段中「当分の間」を削り、同条後段を削る。

者等に係る雇用及び失業の状況にかん

状況にかんがみ、これらの者がその能力に適合した職業につくことを促進するため、必要な諸施設

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案に対する修正案(参考)

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案に対する修正案(委員会修正)

されたものについては、なむ従前の例による。

理由

特別豪雪地帯における住民の生活水準の維持改善を図るため、昭和四十七年度から十年間限り、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備について特別の措置を講ずることとに、地方公共団体が特別豪雪地帯において積雪による通学の困難を緩和する等のために行なう公立の小学校及び中学校の施設等の新築、増築等に要する経費についての国の負担又は補助の割合につき特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

号外 報言

村財政は他の地域に比べ過重な負担を負わされております。

本案は、こうした現状に対処して、これら地域に特別措置を講じ、住民の安全と福祉の向上をはからうとするものであります。

そのおもな内容は、

第一に、特別豪雪地帯の冬期間の交通を確保するため、基幹的な市町村道の整備に対する特例措置を講ずることであります。

すなわち、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で建設大臣が指定するものの改築については、昭和四十七年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間に限り、道府県がかわって行なうことができる」としてこの場合には、道府県脊事業にかかる後進地域の国の負担割合の特例の適用を受けることとしてあります。

第二は、特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例を設けることであります。すなわち、積雪による通学の困難を緩和するための公立の小中学校の分校及び屋内運動場等の新增築、またはこれらの施設で構造上危険な状態にあるものの改築、並びに特別豪雪地帯における公立の小中学校の寄宿舎で構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費について、昭和四十七年度から昭和五十六年度までの各年度、国の負担割合を三分の一とし、また、積雪による通学の困難を緩和するための公立の小中学校の寄宿舎の方債を早急に設けること、特別豪雪地帯における義務教育諸学校施設及び保育所の建築単価を引き上げること、特別豪雪地帯道路事業のための地方債を早急に設けること、その他医療体制の強

の新增築、並びに積雪による通勤の困難を緩和するための公立の小中学校教職員の住宅の建築に要する経費についても、昭和四十七年度から昭和五十六年度までの各年度、国がその三分の二を補助するもの等、その他所要の改正を行なった次第であります。

また、この法律は、公布の日から施行するものとしておりますが、改正後の規定は、昭和四十七年度分の予算にかかる国の負担金または補助金から適用し、昭和四十六年度分の予算にかかる国の負担金または補助金で翌年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例によることになります。

以上が本案の提案の趣旨並びにその概要であります。

災害対策特別委員会におきましては、本案起草について雪害対策小委員会を設置して鋭意検討を重ね、本日、小委員長から報告を受け、内閣の意見を聴取し、次いで、全会一致をもつて委員会提出法律案とするに決した次第であります。

○議長(船田中君) 採決いたします。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

化、保育所等の整備、消防力の強化及び消防施設の整備、出かせき労働対策の推進、郵便配達の確実等について特段の配慮を行なうよう強く要望いたします。(拍手)

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

特別豪雪地帯は、積雪により交通が途絶する等、冬期間恒常に豪雪災害の状況下に置かれ、住民の生活は困難をきわめており、かつまた市町

月一日以後同年九月三十日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障青年金又は遺族年金であつて、これらの年金の基礎となつた組合員期間のうちに昭和四十年九月以前の期間を含むものについては、昭和四十六年十月分以後、その額を第二条の二第二項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第二」とあるのは、「別表第三」

と読み替えるものとする。

四」 と読み替えるものとする。

四 第一条第二項の規定は、前三項の規定によ

る年金額の改定の場合について準用する。

第三条の二第二項中「第一条の二又は第二条

の二」を「第一条の三又は第二条の四」に、「同

項各号」を「当該各号」に、「第三条ただし書」を「前条ただし書」に改める。

第四条中「第二条の二」を「第一条の四」に改め

る。

別表第一の次に次の二表を加える。

一四五、〇〇〇円以上
一六五、〇〇〇円未満
一七七、五〇〇円未満

に改める。

一四五、〇〇〇円以上
一六〇、〇〇〇円
一七〇、〇〇〇円

第三十四級
第三十五級
第三十六級
第三十七級

一五〇、〇〇〇円
一六〇、〇〇〇円
一六五、〇〇〇円以上
一七七、五〇〇円以上

一八五、〇〇〇円

一四五、〇〇〇円以上
一六五、〇〇〇円以上
一六五、〇〇〇円以上
一七七、五〇〇円以上

期	周	の	区	分	率
昭和三十四年一月から同年九月まで				一・九九二	
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで				一・九二九	
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで				一・八〇三	
昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで				一・五五	
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで				一・三五五	
昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで				一・一九二	
昭和三十九年十月から昭和四十年九月まで				一・〇三七	

第三十四条第一項中「子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡當時」を「並びに組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母でその者の死亡當時」に改める。

第三十六条第二項ただし書中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第三十七条の三第三項第一号中「九万六千円」を「十一万四百円」に改める。

第四十六条第一項及び第三項第二号中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第五十六条第三項中「最後に組合員の資格を喪失した日の前日の属する月の翌月」を「その資格を得た日の属する月（その月が最後に組合員の資格を喪失した日の前日の属する月である場合には、その月の翌月）」に改める。

第五十六条第三項中「最後に組合員の資格を喪失した日の前日の属する月の翌月」を「その資格を得た日の属する月（その月が最後に組合員の資格を喪失した日の前日の属する月である場合には、その月の翌月）」に改める。

別表第二の下欄中「一六五、六〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一三五、六〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇五、六〇〇円」に改める。

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部改正する法律の一部改正する法律案

第四条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正する法律案

第四条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を改正する法律案

附則第四十二条第三項に次の一号を加える。

三 明治四十四年四月一日以前に生れた者で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した

期	周	の	区	分	率
昭和三十四年一月から同年九月まで				二・一五九	
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで				二・〇九一	
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで				一・九五四	
昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで				一・六八二	
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで				一・四六九	
昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで				一・二九二	
昭和三十九年十月から昭和四十年九月まで				一・一二四	

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部改正する法律案

第四条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を改正する法律案

附則第四十二条第三項に次の一号を加える。

三 明治四十四年四月一日以前に生れた者で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の通算対象期間とを合算した

展に寄与することになるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

昭和四十六年度一般会計予算外務省所管国際分担金其他諸費の項に、国際すず理事会分担金として、七百六万五千円計上されている。右報告する。

昭和四十六年五月十日

衆議院議長 船田 中殿
外務委員長 田中 築一

昭和四十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十三年度国税収納金整理資金受払計算書に及び昭和四十三年度政府関係機関決算書に関する報告書

(一) 決算の内容

一般会計
昭和四十三年度一般会計歳入歳出決算は、

歳入六兆五百九十八億七千三百万円余、歳出五兆九千三百七十億八千百万円余であり、差引一千二百二十七億九千百万円余の剩余金を生じたが、この剩余金のうち、五千九百万円余は、国有財産特殊整理資金特別会計法及び國の序書等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定により特定国有財産整備特別会計の昭和四十四年度の歳入に繰り入れ、一千二百二十七億三千百万円余は財政法第四十一条の規定によつて、昭和四十四年度の歳入に繰り入れられている。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額五兆九千百七十三億三千二百五十九億四千円余に対し、一千四百二十五億四千円余の増加となり、歳出においては、予算額五千九千六百七十三億三千二百万円余に前年度繰越額千六十八億七千三百万円余を合わせた予

算現額は六兆二百四十二億六百万円余である。このうち支出済額は五兆九千三百七十億八千百万円余、翌年度繰越額は、七百三十五億三千四百万円余、不用額は、百三十五億九千万円余である。

国の債務のうち、予算総則に定めのある債務負担の本年度限度額は三百八億四百万円余であるが、実際の債務負担額は、三百一億五千八百六十億四千円余、本年度支

出その他の理由による債務消滅額は、百八十四億四千八百万円余で、八百五億九千百万円余が翌年度以降へ繰り越された。債務額は六百八十八億四千二百五十億九千四千円余、本年度支

出その他の理由による債務消滅額は、百八十四億四千八百万円余で、八百五億九千百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

歳出予算の繰越債務については、本年度に

おいて債務を負担して翌年度へ繰り越した債務額は、三百六十一億四千八百万円余であ

り、既往年度からの繰越債務額は、三百七十六億九千八百万円余、本年度支出その他の理

由による債務消滅額は、三百六十一億一千万円余で、十五億八千七百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

財政法第十四条の二第一項の規定に基づく継続費による債務負担の本年度限度額は、二

百五十七億五千四百万円余であるが、実際の債務負担額は百五十一億三千四百万円余であ

り、既往年度からの繰越債務額は、二百五

一億二千万円余、本年度支出その他の理由に

よる債務消滅額は、百六十三億六千六百万円余で、二百三十八億七千八百万円余が翌年度

以降へ繰り越された。

財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は、一千二百四

十億三千七百万円余であるが、実際の債務負

担額は一千七十六億七千円余、既往年度

から繰り越した債務額は、一千五百三十九億五千三百万円余で、本年度支出その他の理

由による債務消滅額は、四百四十九億二千五百万円余で、三百四十三億九千五百五百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は、一千五百八十一億六千七百万円余であるが、実際の債務負

担額は、一千五百八十八億五千万円余である。

公債の本年度債務負担額は、内国債六十九億五千六百万円余、外国債(円換算以下同)、

八千四百六十億四千五百円余で、既往年

度から繰り越した債務額は、四百六十一億二千六

百万円余、本年度償還その他の理由による債務

消滅額は、内国債七百八十六億六千六百万円余、外國債二十八億七百五十億九千四百四十億九千四百円余、計二兆千六百八十四億九千四百円余で、既往年

度から繰り越した債務額は、十億七百五十億九千四百円余で、五百億五千

百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

借入金の本年度債務負担額は、二千四百二

五百万円余、計二兆六千八百七十九億六十四

百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

特別会計
昭和四十三年度特別会計の数は四十三であ

り、その決算額の合計は、歳入十三兆四千八十九億四千二百円余、歳出十一兆九千二

十七億二千百万円余である。昭和四十三年度

特別会計に属する國の債務のうち、予算総則に定めのある債務負担の本年度限度額は、八

十七億四千二百円余、歳出十一兆九千二

十七億二千百万円余である。既往年度からの繰越債務額は、千百八十八億二千七百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は千三百一十三億八千七百万円余で、千百四十九億七千二百萬円余が翌年度以降へ繰り越された。

公債の本年度発行その他の理由による債務負担額は四十九億三千九百万円余で、既往年

度からの繰越債務額は、四百六十一億二千六

百万円余、本年度償還その他の理由による債務

消滅額は、内国債七百八十六億六千六百万円余、外國債二十八億七百五十億九千四百四十億九千四百円余、計二兆千六百八十四億九千四百円余で、既往年

度からの繰越債務額は、十億七百五十億九千四百円余で、五百億五千

百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

借入金の本年度債務負担額は、二千四百二

五百万円余、本年度償還その他の理由による債務

消滅額は、内国債七百八十六億六千六百万円余、外國債二十八億七百五十億九千四百四十億九千四百円余、計二兆千六百八十四億九千四百円余で、既往年

度からの繰越債務額は、十億七百五十億九千四百円余で、五百億五千

百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

短期証券の本年度発行額は、八兆八千三百

十五億三千万円余で既往年度からの繰越債務額は、三千五百七十八億五千六百万円余、

本年度償還その他の理由による債務消滅額は千七百三十二億二千二百万円余で、四千二百

七百六千五百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

借入金の本年度債務負担額は、二千四百二

五百万円余、本年度償還その他の理由による債務

消滅額は、内国債七百八十六億六千六百万円余、外國債二十八億七百五十億九千四百四十億九千四百円余、計二兆千六百八十四億九千四百円余で、既往年

度からの繰越債務額は、十億七百五十億九千四百円余で、五百億五千

百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

國税収納金整理資金の受入は、収納額は五

兆五百六億五千三百万円余であり、この資金

からの支払命令済額及び歳入への組入額は五

兆四百億六千六百万円余で、百五億八千七百

万円余が昭和四十三年度末資本残額となつて

いる。これは主として国税に係る還付金の支

払決定済支払命令未済のものである。

政府関係機関の数は十四で収入合計

は、四兆七千八百八十四億三千万円余、支出

合計は四兆五千四百四十七億六千四百万円余

である。

二 議案に関する報告書

三 本件に要する経費

昭和四十六年度一般会計予算外務省所管国際分担金其他諸費の項に、国際すず理事会分担金として、七百六万五千円計上されている。右報告する。

昭和四十六年五月十日

衆議院議長 船田 中殿
外務委員長 田中 築一

昭和四十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十三年度国税収納金整理資金受払計算書に及び昭和四十三年度政府関係機関決算書に関する報告書

四 政府関係機関

本年度政府関係機関の数は十四で収入合計

は、四兆七千八百八十四億三千万円余、支出

合計は四兆五千四百四十七億六千四百万円余

である。

昭和四十三年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決した。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として、改善の実があがつてないのは、まことに遺憾である。

(一) 昭和四十三年度決算審査の結果、予算の効率的使用等、所期の成果が十分達成されていないと思われる事項が見受けられる。

左記事項は、そのおもな事例であるが、政府はこれらについて特に留意して適切な措置をとり、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

- (1) 防衛庁において、昭和四十年度から購入しているダツシユ（潜水艦攻撃用無人ヘリコプター）について、その開発供与国である米国が予期したより低い性能及び不経済等の理由から、一九六六年会計年度限り新規購入を中止したにもかかわらず、わが国はこれに即応して十分な調査を行なうことなく、昭和四十三年度まで十四機を購入している。なお、防衛庁は昭和四十五年度までに五機を購入し、更に三機の購入契約をしており、かくのごとき措置は納得できないところである。政府は、今後これらの調達については一層慎重を期すべきである。
- (2) 政府管掌健康保険事業の財政の悪化をもたらしたもののは、医療給付費の増加であり、そのうち、薬剤費の増加は近年著しいものがある。すなわち、医療給付費にしめる薬剤費の割合は、昭和四十三年は約四十%に及び、英國の約十一%、西独の約十七%と比べてみてもきわめて高い。

これは、各種の新規薬剤が開発され、医療面に投入されたためと考えられる。ことに、注目すべき医薬品のなかには薬効を期待し得ないものが多數に及んでいることが、決算委員会に於ける学者専門家等参考人の意見聴取によつて明らかになつた。

かくのときは國民の生命と健康とに直接かかわりをもつもので、まことに遺憾なことであり、しかも、また、これら医薬品の使用增加が、保険財政に大きな影響をあたえておることにかんがみ、政府は、薬事行政のあり方を再検討して、速かに適切な措置を講ずべきである。

(3) 食糧管理特別会計の国内米は、昭和四十二年度以降引き続き大量の過剰米を生じている。これを、このまま保有するときは、いはずらに金利、保管料等の経費が増嵩するばかりでなく、品質も低下を来たすことがある。政府はこれらのこと考慮し、極力その需要の拡大をはかり、一般原材料用、飼料用など食用以外の他用途への処理を急ぐ一方、国内米の輸出の増大に努めるなどして、食糧管理特別会計の損失をできるだけ軽減するよう一層の努力を行なう必要がある。

(4) 国有林野事業特別会計の林産物品を各営林署が競争入札等で売り渡す場合、業者間にいわゆる談合なるものが行なわれ、営林署がこれに介入している疑いをいたしかめる事例がみられる。また、保管すべき証拠書類を廃棄したなどの悪質な事実もある。たとえば上松運輸営林署の失態のごときその一例といえる。

今後この種の国と民間との契約等については、いやしくも国民に不信感を与えることなく、国の利益を保持し得るよう厳肅な態度でのぞむべきである。

(5) 日本航空機製造株式会社が、中型輸送機（YS-11）を米国等に輸出するに際し、全く販売の実績をあげなかつた米国の代理店に十億余円の販売手数料を支払つた事実がある。この手数料の積算と手数料の一部として引き渡した中古機の評価等の根拠も明確とは認められない。今後、販売代理店契約の締結に当たつては、事前に十分な信託調査等を行ない、慎重に対処すべきである。

なお、同社は、現在までに百五十四億余円の累積損失を計上しているが、これは、当初の見通しに反し、製造原価の増大などのため、多額の借入金に依存してきたことなどに主な原因がある。

政府は、速かに、同社の長期経営方針を確立するとともに、当面、適切な対策を講じ、もつて、わが国航空機工業の健全な発展をはかるべきである。

(二) 昭和四十三年度決算検査報告において、会計検査院が指摘した不当事項については、本院もこれを不适当と認める。

本院は連年、政府に対して不当事項の根絶について、注意を喚起してきたのであるが、同様の事例が跡をたたないのはまことに遺憾である。

政府は、これら指摘事項に対し、それぞれ是正の措置を講ずるとともに、行政管理庁の勧告等を尊重して、制度、機構の改正整備をはかり、綱紀を肅正して、今後再びこのようない正当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

また、会計検査院は、検査を行なうにあたつては、歳正を期するとともに、機能の拡充、強化に努めるべきである。

(三) 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行にあたつては、本院の決算審議の経過と結果を十分に考慮して、財政運営の健全化をはかり、もつて国民の信託にこたえるべきである。

昭和四十六年五月十日 決算委員長 濱野 清吾

衆議院議長 船田 中殿

昭和四十三年度国有財産増減及び現在額統計書に関する報告書

一本件の趣旨

本件は、昭和四十三年度において、増加または減少した国有財産及び同年度末国有財産現在額の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和四十三年度中に増加した国有財産の額は、一般会計並びに特別会計を合わせて六千二百八十八億二千四百万円余、同じく減少した額は四千三十五億一千三百万円余である。

これを前年度末現在額五兆九千一億四千万円余に加算すると、本年度末現在額は六兆三千三十六億五千三百萬円余である。

そのおもなものは、政府出資等二兆二千八億五千九百六十万円余、土地一兆七千五百十二億七千二百万円余、建物八千六百四億五百万円余、立木竹六千四十六億二千三百万円余である。

なお、増減のおもなものは、増においては、政府出資等二千億九千七百万円余、建物千四百一億二千五百萬円余、土地一千二百三十二億九千三百万円余等であり、減においては、土地九百九十二億五千七百万円余、建物四百六十七億三千九百円余等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その

官報 (号外)

旨議決した次第である。
右報告する。

昭和四十六年五月十日

衆議院議長 船田 中殿

決算委員長 濱野 清吾

衆議院議長 船田 中殿

決算委員長 濱野 清吾

昭和四十三年度国有財産無償貸付状況総計
算書に関する報告書

一本件の趣旨
二 債貸付の状況を表示した報告で、国有財産法第三十七條の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和四十三年度中の無償貸付の増加額は、一般会計並びに特別会計を合わせて二百十六億六千五百万円余、同じく減少額は百八十九億七千二百万円余、差引純増加額は二十六億九千三百万円余である。

これを前年度末現在額七百四十四億八百万円余に加算する本年度末現在額は七百七十一億百

そのおもなものは、公園の用に供するもの七百四十七億五千六百万円余、生活困窮者の収容施設の用に供するもの十三億八千二百万円余である。

なお、増加したおもなものは、公園の用に供するものの二百七億五千六百万円余、屎尿処理施設の用に供するものの五億三百万円余であり、減少したおもなものは公園の用に供するものの百七十八億三千六百万円余、生活困窮者の収容施設の用に供するもの七億八千八百万円余である。

二 本件の議決理由
一本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年五月十日

決算委員長 濱野 清吾

衆議院議長 船田 中殿

決算委員長 濱野 清吾

衆議院議長 船田 中殿

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一本件は、中高年齢者等に係る雇用及び失業の状況にかんがみ、これらの者がその能力に適合した職業につくことを促進するための特別の措置を講ずることにより、その職業の安定を図らうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

(一) 中高年齢者に対する特別措置

1 国は、中高年齢者の雇用の促進に関し必要な事項について調査、研究を行なうとともに、職業紹介等の施設の整備に努めるものとする。

2 公共職業安定所は、事業主に対し、年齢その他の求人の条件について指導するとともに、中高年齢者の雇用に関する技術的

事項について、必要な援助を行なうことができること。

3 労働大臣は、中高年齢者に適した職種について中高年齢者の雇用率を設定すること

ができ、また、事業主は、その達成に努めなければならないこと。

4 公共職業安定所は、雇用率を達成していない事業主が中高年齢者でないことを条件

として、雇用率設定職種に係る求人の申込みをした場合には、これを受理しないこと

ができる。

5 国及び都道府県は、就職促進の措置を受ける者に対して、手帳の有効期間中、手当を支給することができる。

6 労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等の雇用を促進するため必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

7 労働大臣は、特定地域において必要があると認めるときは、当該特定地域において計画実施される公共事業について、失業者

吸収率を定めることができ、また、国、地方公共団体等は、これを達成しなければなら

促進するための職場適応訓練を行なう事業主に対しても、当該訓練に係る給付金の額について特別の配慮を加えるものとするこ

と。

7 雇用促進事業団は、福祉施設の設置等に要する資金の貸付けにあたつては、中高年齢者の雇用を促進するため、貸付けの実施基準等について特別の配慮を加えるものとすること。

8 雇用促進事業団は、福社施設の設置等に要する資金の貸付けにあたつては、中高年齢者の雇用を促進するため、貸付けの実施基準等について特別の配慮を加えるものとすること。

9 雇用促進事業団は、福社施設の設置等に要する資金の貸付けにあたつては、中高年齢者の雇用を促進するため、貸付けの実施基準等について特別の配慮を加えるものとすること。

10 雇用促進事業団は、福社施設の設置等に要する資金の貸付けにあたつては、中高年齢者の雇用を促進するため、貸付けの実施基準等について特別の配慮を加えるものとすること。

11 この法律は、一部の規定を除き、昭和四十六年十月一日から施行するものとするこ

と。

12 緊急失業対策法は、この法律施行の際現に失業対策事業に使用されている失業者についてのみ、当分の間、その効力を有するものとすること。この場合において、夏季又は年末の臨時の賃金は、支払わないものとすること。

13 公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、一定の要件に該当するものに対して、中高年齢失業者等求職手帳を発給すること。

14 公共職業安定所長は、中高年齢失業者等に対する就職の促進のための諸施策の充実を図ることは、時宜に適するものと認めるが、なお緊急失業対策法の効力等につき、修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

15 本案施行に要する経費

16 本案関係経費として、昭和四十六年度一般会計予算(労働省所管)に四百四十一億一千二百三十一万五千円、失業保険特別会計(労働省所管)に一億三千四百六十三万九千円が計上されている。

17 本案施行に要する経費

18 本案関係経費として、昭和四十六年度一般会計予算(労働省所管)に四百四十一億一千二百三十一万五千円、失業保険特別会計(労働省所管)に一億三千四百六十三万九千円が計上されている。

19 本案施行に要する経費

20 本案関係経費として、昭和四十六年度一般会計予算(労働省所管)に四百四十一億一千二百三十一万五千円、失業保険特別会計(労働省所管)に一億三千四百六十三万九千円が計上されている。

21 本案施行に要する経費

22 本案関係経費として、昭和四十六年度一般会計予算(労働省所管)に四百四十一億一千二百三十一万五千円、失業保険特別会計(労働省所管)に一億三千四百六十三万九千円が計上されている。

23 本案施行に要する経費

24 本案関係経費として、昭和四十六年度一般会計予算(労働省所管)に四百四十一億一千二百三十一万五千円、失業保険特別会計(労働省所管)に一億三千四百六十三万九千円が計上されている。

25 本案施行に要する経費

26 本案関係経費として、昭和四十六年度一般会計予算(労働省所管)に四百四十一億一千二百三十一万五千円、失業保険特別会計(労働省所管)に一億三千四百六十三万九千円が計上されている。

27 本案施行に要する経費

28 本案関係経費として、昭和四十六年度一般会計予算(労働省所管)に四百四十一億一千二百三十一万五千円、失業保険特別会計(労働省所管)に一億三千四百六十三万九千円が計上されている。

29 本案施行に要する経費

30 本案関係経費として、昭和四十六年度一般会計予算(労働省所管)に四百四十一億一千二百三十一万五千円、失業保険特別会計(労働省所管)に一億三千四百六十三万九千円が計上されている。

31 本案施行に要する経費

32 本案関係経費として、昭和四十六年度一般会計予算(労働省所管)に四百四十一億一千二百三十一万五千円、失業保険特別会計(労働省所管)に一億三千四百六十三万九千円が計上されている。

33 本案施行に要する経費

34 本案関係経費として、昭和四十六年度一般会計予算(労働省所管)に四百四十一億一千二百三十一万五千円、失業保険特別会計(労働省所管)に一億三千四百六十三万九千円が計上されている。

35 本案施行に要する経費

36 本案関係経費として、昭和四十六年度一般会計予算(労働省所管)に四百四十一億一千二百三十一万五千円、失業保険特別会計(労働省所管)に一億三千四百六十三万九千円が計上されている。

(特定地域における措置)

[別紙]

昭和四十六年五月十日
社会労働委員長 倉成 正

衆議院議長 船田 中殿

(小字及び
は修正)

第二十一条 労働大臣は、特定地域に居住する中

高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るために措置の実施、その他の者の雇用を促進するため必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附則

(緊急失業対策法の効力)

第二条 緊急失業対策法(昭和二十四年法律第十九号)は、この法律の施行の際に失業者であつて、この法律の施行の日前二月間に十日以上失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定めるこれに準ずる失業者についてのみ、当分の間、その効力を有するものとする。この場合において、夏季又は年末に臨時に支払われる賃金は、緊急失業対策法第十二条の二(同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、支払わないものとする。

〔別紙〕

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措

労働力不足基調のもとにおいても中高年齢者等の就職は必ずしも容易でないという状況の急速な改善は、困難であり、かつ、労働力の高齢化は、今後一層進行することにかんがみ、政府は、本法施行にあたり、特に次の諸点について適切な措置を講じ、中高年齢者等の就職促進に万全を期すべきである。

一 中高年齢者等の年齢の範囲については、雇用失業情勢の変動に応じ彈力的に運用できるよう配慮すること。

一 中高年齢失業者等求職手帳(以下「手帳」といふ)の発給手続を簡素化し、少なくとも一ヶ月以内に手帳を発給するように措置すること。

一 手帳に基づき中高年齢失業者等就職促進の措置を受ける者に対する手当の額を定めるにあつては、労働者の生活の実態を考慮し、その充実に努めること。

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、農林漁業団体職員共済組合による給付の内容を国家公務員等他の共済組合制度に準じて改善することにより、農林漁業団体職員の福利厚生の向上と農林漁業団体の事業の円滑な運営に資することを目的とするものであり、その要旨は次のとおりである。

三千九百四十四万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十六年五月十一日

衆議院議長 船田 中殿 農林水産委員長 草野一郎平

〔別紙〕

一 手帳の有効期間及びその延長の期間を定めるにあたつては、中高年齢失業者等の就職の状況に応じた十分な期間とする。

一 第二十二条の就業の機会の増大を図るための事業として行なう特定地域開発就労事業及び公

共事業のうち特に特定地域開発就労事業については、その実施地域、事業内容及び運営方針を定めるにあたつて、同事業が中高年齢失業者等に対する対策であることに留意し、雇用失業情勢に応じた弾力的な運用を図るとともに、就労者の安定した雇用への再就職について配慮すること。

一 本法案に規定された事項のほか、中高年齢者等の雇用の促進に重要な関係を有する事項については、あらかじめ中央職業安定審議会の意見を聞くこと。

一 人口の高齢化が今後急速に進行することにかんがみ、すみやかに社会保障対策や高年齢者の仕事に関する対策の充実に努めること。

一 現在失業対策事業に就労している者については、社会保険対策や高年齢者の仕事に関する対策が充実されるまでの間は、同事業に就労し得るよう配慮すること。

一 現在失業対策事業に就労している者のうち自立を希望する者に対する就職支度金等の自立支援措置をさらに充実するよう努めること。

一 中高年齢者の雇用を促進するためには、職業訓練がきわめて重要であることにかんがみ、中高年齢者向けの訓練の飛躍的改善を図るとともに、訓練修了者に対する安定雇用への就職を確保すること。

一 現在失業対策事業に就労している者のうち自立を希望する者に対する就職支度金等の自立支援措置をさらに充実するよう努めること。

付の内容を国家公務員等他の共済組合制度に準じて改善することにより、農林漁業団体職員の福利厚生の向上と農林漁業団体の事業の円滑な運営に資することを目的とするものであり、その要旨は次のとおりである。

1 昭和四十年九月以前の組合員期間を含む既裁定年金者について、昭和四十五年度における改定の例に準じその年金額の引上げを行なうこと。

2 掛金及び給付額の算定の基礎となる標準給与の月額の上限を現行の十五万円から十八万五千円に引き上げること。

3 退職年金、障害年金及び遺族年金の最低保障額の引上げを行なうとともに、通算退職年金の額のうちの定額部分についても引上げを行なうこと。

4 遺族給付を受けることができる遺族の範囲を緩和し、配偶者については組合員との生計維持関係を問わず年金が支給されるよう改めること。

5 明治四十四年四月一日以前に生れた者について、通算退職年金の受給要件を緩和すること。

6 この法律の施行期日は、昭和四十六年十月一日とすること。ただし、3及び5については同年十一月一日とすること。

二 議案の可決理由

一 給付に要する費用に対する国庫補助率を百分の一二十に引き上げること。

二 既裁定年金の額の改定等に伴う追加費用については組合員の掛金負担の増高をきたさないよう現在の財源調整費補助を定率化すること。

三 既裁定年金の改定については経済変動に応じたスライド制による改定方法を確立すること。

四 既裁定年金者と新規裁定年金者との格差は正のため、旧法の平均標準給付の最高限度額を引き上げること。

五 二十年未満の遺族年金の最低保障額一万九千円については、社会保障の精神にもかんがみずみやかに改善すること。

六 遺族の範囲を拡大し、十八歳未満の子についても配偶者の場合と同様生計維持関係の要件を撤廃すること。

右決議する。

衆議院會議錄第二十四号中正誤

ベシ 段 行 誤
モ一五 わが党 誤
三党 正

昭和四十六年五月十一日 衆議院會議錄第二十八号

昭和四十六年五月十一日 衆議院會議録第二十八号

明治二十五年五月三十日
郵便物認可日

定価 一部 四十円
(配送料共)
発行所 東京都港区赤坂六丁二番地 郵便番号一〇七
大 藏 省 印 刷 局
電話 東京五八二四四一一(大代)